



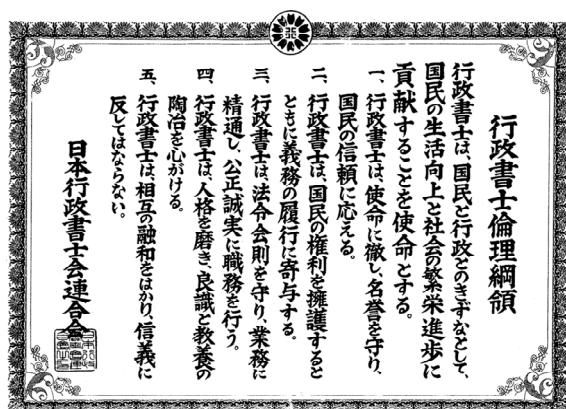
# 愛 知 県 行 政 書 士 会 報

- 平成28年度第3回理事会議事録
- 行政書士制度広報月間周知のため各メディアを訪問
- 建設環境部業務研修会①開催



# 目次

細川平洲という人	愛知県行政書士会 常務理事 蟹江 公明	1
平成28年度第3回理事会議事録		2
行政書士制度広報月間周知のため各メディアを訪問		2
建設環境部業務研修会①開催		3
行政書士電話無料相談会		3
名城君と学ぶ税法 第7回	名城大学法学部 教授 伊川 正樹	4
愛知県の消防・防災(3)	愛知県防災局消防保安課	7
ちょっと役立ち豆知識	中央支部 金 恩瑩	10
お知らせコーナー 会報の送付についての会員宛アンケート		13
ライブラリ研修動画一覧		14
ライブラリ研修申込書		16
業務相談会のお知らせ		17
業務相談会申込書		18
会員訪問記(碧海支部 森 健人会員)	会報委員 原田 直明	19
支部だより		20
事務局だより		36
会員の動向 新規登録入会者の紹介 他		39
コスモスあいちコーナー		45
あとがき		49



# 細川平洲という人

常務理事 蟹江 公明

内村鑑三が、「代表的日本人」で上杉鷹山を取り上げ、この鷹山の師こそ「江戸時代最大の教育者」であると評価した『細井平洲』がいます。鷹山のことを知る人はあっても師の平洲のことはあまり知られていません。

平洲は、尾張国平島村（現東海市）の農家に生まれた教育者です。幼いころから学問に励み、名古屋、京都で遊学の後、長崎で中国語を学びました。24歳の時、師の勧めで江戸に出て、私塾嘆嗚館（おうめいかん）を開きました。26歳の時、伊予西條藩の松平頼淳の賓師となったのを始めとする諸侯の賓師として招かれるようになりました。37歳の時、請われて財政破綻寸前の次期米沢藩主の14歳の鷹山の師となり、心血を注いで藩主となるべき教育を施しました。17歳で藩主となった鷹山は、平洲の教えを守り、人づくりを通して、農業振興や殖産興業に励み、財政再建を一代でなし、名君と呼ばれるようになりました。鷹山は、生涯、平洲を師として仰ぎました。平洲と鷹山の終生変わらぬ師弟の交わりは、現在も語り継がれています。

53歳で生國である尾張藩主徳川宗睦の侍講となり、56歳の時竣工した藩校明倫堂（現、明和高校）の初代督学（学長）となって藩学の振興に努めました。さらに、学校の中での講義だけではなく尾張藩内各地で巡回講話を行いました。この講義テキスト古文孝経が飛ぶように売れて「尾張で売れるものは、古文孝経、水口屋、薬に小麦饅頭」という狂歌ができたほどでした。平洲の思想や活動が寄与したのか、江戸時代の日本は、世界でも群を抜いた教育大国となっていました。幕末期の就学率は、江戸が70%ほどだったのに対してイギリスの大工業都市では25%ほどしかありませんでした。

実学を重んじ、経世済民（世を治め、民の苦しみを救うこと）を目的とした平洲の教えは全国の大名から農民や町人女性に至るまで幅広い層の心をとらえ受け入れられました。この平洲の思想は、鷹山が編纂を命じた「嘆嗚館遺稿」、西條藩主上田節が編集

した「嘆嗚館遺草」に著され受け継がれています。

「嘆嗚館遺草」は、幕末の志士たちに大いに影響を与えました。吉田松陰は、「この書は『経世済民の流れ』であって、読めば読むほど必ず力量を増す。」と絶賛し、「士たるもの必ず読むべき書である。」と言って友人や弟子に勧めました。また、西郷隆盛は、この書に巡り会って「敬天愛人」思想を生み、「政治の道は、この1書に尽きる。」とまで言い切ったほどの良書といわれています。彼らが、平洲の教えに沿って明治維新を起こし新しい時代を切り拓きました。明治政府は、四民平等、廃藩置県や学制発布など新制度を発布しましたが、市井に混乱なく定着していくのも、平洲の教えから始まった身分差別を越えた近代思想が、日本全体に十分に浸透していたといえます。

最後に「嘆嗚館遺草」にある平洲のことばを紹介します。

「藩主は民の父母であり、藩主自らが見本を示すべきである。」

「君徳とはただ一心に下々の幸福を願う心である。」

「学校における人材育成の目的は、興譲以外にはない。」

「教学の道は、先ず良師を求め良友を選ぶことが第一である。」

「本当の教育は、菊職人とは違う。農民が葉っぱや大根を作るのと同じである。」

「人を教える心得は、相手の年時、身分、性質を考えることである。」

「真の経済の道とは、経世済民（世を治め、民の苦しみを救うこと）である。」

「親しみも和するも上より下にするが、始めである。」

「子供に善行をさせたいと思えば、先ず親が善行をして見せることである。」

「美德とは謙讓をもって最高とし、不徳は驕慢をもって最低とする。」

## 平成28年度 第3回理事会議事録

とき 平成28年9月21日(水)午後2時  
ところ 愛知県行政書士会館 3階 A B C会議室  
出席者 正副会長 6人  
常務理事 10人  
理事 42人  
計 58人  
会長出席要請役員 4人

### 議題

#### (1) 審議事項

第一号議案 日行連と中地協単位会との連絡会構成員の推薦について

第二号議案 平成29年新年賀詞交歓会開催日及び場所について

開催日：平成29年1月16日(月)、場所：キャッスルプラザ

第三号議案 平成29年定時総会開催日及び場所について

開催日：平成29年5月30日(火)、場所：キャッスルプラザ

第四号議案 会員の処分について

#### (2) 協議事項

① 愛知県行政書士会経理規則一部改正案について

#### (3) 報告事項

① 行政書士制度広報月間について

② 平成29年カレンダーについて

③ 事業報告について

④ 行政書士試験について

#### (4) その他

## 行政書士制度広報月間周知 のため各メディアを訪問

NHK表敬訪問

平成28年9月12日(月)

NHK名古屋ホームページにおいて

相談会日時等案内 愛知会、岐阜会、三重会



中日新聞社表敬訪問

平成28年9月20日(火)

9月23日(金)中日新聞朝刊掲載

愛知会



東海ラジオ放送表敬訪問

平成28年9月23日(金)

[原光隆 はやバン!]において案内放送

愛知会



## 建設環境部 業務研修会①開催

建設環境部

日 時 平成28年8月31日(水)午後2時  
 場 所 会館3階及び2階会議室  
 申込者 95名 欠席者30名  
 研修内容 愛知県の平成28年度廃棄物行政について  
 講 師 第1部 愛知県環境部資源循環推進課  
     産業廃棄物グループ  
     主任主査 清水 克也 様  
 第2部 同課 廃棄物監視指導室  
     監視グループ  
     主査 桑山 知之 様

定刻に司会の鈴木敬済部員が開会を宣し、西川副会長が挨拶後、引き続き講師紹介を経て研修に入りました。

この研修会は、県の担当職員の方を講師に迎え、毎年度、愛知県の廃棄物行政の現状と変更点、今後の方向性等についてお話しいただくとともに、比較的多くの会員が係わる収集運搬業許可の申請について注意点等を具体的に講義していただくことを目的に開催されるものです。

ベテラン会員の皆様には、知識の再確認など基本に立ち返って頂くこと・初心者の皆様は実情の把握や知識の取得に努めていただくことも目的としているところです。また、申請にあたり行政書士としての責務や倫理観・顧客との信頼関係の構築などを、改めて肝に銘じ、業務にあたっていただくことを期待しているものです。

今年度も「愛知県の平成28年度廃棄物行政につい

て」をテーマとし、2部構成で行われました。

第1部は、産業廃棄物関係の許認可手続き等について、第2部は、産業廃棄物の監視業務について講義していただきました。

第1部では、清水様により冊子「産業廃棄物を適正に処理しましょう」をもとに、許認可の概要につき丁寧に説明いただきました。業者から内容をしっかりと聞き取り、許認可の申請先を決定すること・欠格要件の確認等最初にしなければいけないことがの重要性・許可申請書の作成にあたっては記載例を熟読し作成すること・更新許可講習については愛知県の取り扱いと他県では違う場合もあるので注意すること他法令の確認は窓口で個別具体的に相談することなどの注意がありました。その他先行許可制度・優良認定制度・収集運搬業許可の合理化・産業廃棄物処理業者の情報等多岐にわたり説明をいただきました。

第2部では、桑山様より産業廃棄物の監視業務についてパワーポイントを使い説明いただきました。不適正処理への行政の対応・不適正処理とは・行政処分の種類と目的・行政処分の流れ・違反行為への対処などを説明の後、昨年度発覚した改善命令や許可の取り消し対象となった事例を解説していただきました。

その後、特別管理産業廃棄物及び中小企業診断士による診断書についての質疑応答をしていただき、講義を終了しました。

最後に早川部長より、行政書士としての注意と心構えについてお話をされました。申請書の作成に当たっては、手引きどおりに記載するだけでなく、会社に対しての聞き取りをしっかりとすること・事業者に対する助言・指導などコンサルができる行政書士を目指して研鑽を積んで欲しいと要望があり、午後4時20分閉会となりました。

## 行政書士 電話無料相談会

平成28年10月1日(土)

開催場所 愛知県行政書士会館

時 間 午前10時~午後4時

参加者は広報部員4名と無料相談員7名。

本会3階に電話を5回線引き対応した。

聴覚障害のある方からFAXでの相談があり回答をFAXにより行った。



# 名城君と学ぶ税法 第7回

## 配偶者控除と「夫婦控除」への改正論議

名城大学法学部 教授 伊川 正樹

### 登場人物

名城（なしろ）：行政書士を目指して勉強している法学部4年生。光田事務所でアルバイトをしている。  
光田所長：行政書士光田事務所を開業して36年のベテラン。税法にも詳しい。  
白木：光田事務所勤務9年目の女性職員。事務所内のこととはすべて把握している。

### 配偶者控除と「103万円の壁」

白木 あれ、名城君、今日も出勤？

名城 今日は母が家にいるので、妹の世話をしなくてもいいんですよ。

白木 妹さんは小学生だったっけ。いつもお母さんは家にいないの？

名城 妹が学校から帰ってくる時間帯には近所のスーパーでパートをしていることが多いのですが、妹が帰ってきたら、僕か母が車で習い事の送迎をするんですよ。

白木 今日はスーパーがお休みなの？

名城 年末が近くなってきたから「パートのお給料を103万円に抑える」とかで休んだと言ってましたよ。

光田 「103万円の壁」か。やっぱり気にしている人は多いんだな。

名城 母のパート先でも、103万円を理由に出勤日を調整する人が多いと聞きましたよ。

光田 「103万円の壁」には大きな誤解があるのだが、名城君はお母さんにその誤解を解いてあげなかつたのか？

名城 え、あの、いや～、母とじっくり話す時間もなくて…。

白木 わかっていないのね。

光田 いいか、「103万円の壁」とはパート労働者の雇用調整の原因とされている問題だ。これには3つの壁がある。第1の壁が、配偶者控除（所税83条）だ。

名城 配偶者控除は38万円ですよね。租税法の授業

で聞いたのを思い出しました。

光田 名城君、その38万円とは何の金額だ？

名城 年間の収入金額が103万円以下だと、配偶者控除を38万円受けられるということです。

光田 それは正しいのだが、38万円という金額にはもう一つの意味がある。配偶者控除を受けることができる「控除対象配偶者」の要件はどうだ？

白木 所得税法2条1項33号ですね。

名城 え～っと、①居住者の配偶者であること、②その居住者と生計を一にすること、③合計所得金額が38万円以下であること、の3つを満たすことですね。つまり母の場合、①父の配偶者で、②父と生計を一にしていて、③母の合計所得金額が38万円以下である場合に、配偶者控除を受けることができる、ということですね。あれ？103万円じゃないんですか？

光田 名城君のお母さんのようなパート労働者が受ける給料は何所得だ？

名城 給料だから…給与所得ですね。そうすると、“収入金額-給与所得控除額=給与所得額”と計算することになります。そうか、103万円というのは収入金額のことなんだ。

白木 “収入103万-給与所得控除65万=所得38万円”ということね。

名城 給与所得控除は法定額控除なので、収入金額が180万円以下だと一律に65万円が控除されます（所税28条3項1号）。

光田 つまり、パート労働者の収入金額103万円以下は所得金額38万円以下と同じで、その場合には配偶者控除の適用要件を満たすということだ。ちなみに配偶者控除を誰が受けるのかわかつてゐるな？

名城 うちの例でいえば、母の所得金額が38万円以下なら父の所得金額から38万円の配偶者控除を受けることができます。

光田 そうだ。この点は誤解されがちだが、配偶者控除を受けることができるのは他方配偶者だ。決して配偶者本人ではないんだぞ。

名城 でも、収入が103万円を1円でも超えると配偶者控除は受けられなくなるんですよね。そりや、

みんな雇用調整しますよね。

光田 そのような問題点を改善するために、1987(昭和62)年から配偶者特別控除(所税83条の2)が定められている。これは、収入金額が103万円を超えると配偶者控除に代わって適用される控除で、収入が増えるとそれに応じて控除額が減るというしくみだ。これにより、141万円までは一定額の配偶者特別控除が受けられることになっているんだ。

名城 それなら103万円にこだわらなくてもいいですね。

光田 だからその誤解を君が解いてあげないといけないのだ！

### 「103万円の壁」に対する誤解と課題

名城 でも所長、母が収入を103万円に抑えれば父が配偶者控除を受けられるのはわかりましたが、さっきの計算でいくと、母にも38万円の所得があるんですよね。ということは、母に所得税が課せられるということですか？

光田 それが「103万円の壁」の第2の壁だ。配偶者本人が“基礎的に受けられる控除”はないか？

白木 ヒントの出し方が露骨ですね、所長。

名城 基礎的な控除…あっ、基礎控除(所税86条)だ！

光田 そうだ。“収入103万-給与所得控除65万-基礎控除38万=所得0円”となって、配偶者自身は所得税を負担しなくてよいことになる。

名城 そうか！でも待てよ。パート収入が104万円になると所得税を納めないとけなくなるんですね。だったらやっぱり103万円にこだわる必要があるんじゃないですか？

光田 いいか、名城君。配偶者に104万円の収入がある場合、まず他方配偶者はさっき説明した配偶者特別控除が適用される。その金額は、配偶者控除と同じ38万円だ。だから103万円の場合と変わらない。そのうえで配偶者本人にかかる所得税だが、この場合の所得金額は1万円だ。現行法上それに適用される税率は5%(所税89条1項)。ということは、納めるべき所得税の額は500円で、手元に103万9,500円残ることになる。どっちが家庭にとって得なんだ？

名城 104万円稼ぐ方がいいですね。

光田 実際はこれに住民税がかかるので、手取り額はもう少し減ってしまうが、それでも実質的に考えれば103万円にこだわる理由はないということだ。

名城 なるほど。知識は正確に身につければならないですね。でも「103万円の壁」はもう1つある

んですよね。

光田 3つ目の壁は税の問題ではなく、企業等が給付する扶養手当の問題だ。多くの会社ではこの種の手当の支給要件を配偶者控除と同じ「所得金額38万円以下」としている。だから結局、税に関する2つの壁はすでになくなっているのに、依然として第3の壁が存在しているんだ。

白木 これまで多くの家庭では、税や手当など、家計のために妻が雇用調整をしてきたわけですね。家族のためとはいえ、女性が働きたくても働けないというのは納得がいかないわ！

光田 企業側もこの点をもっとよく考えてもらわなければならない。最近ではある大手企業がこの種の手当の改正をするようだが、まだまだ浸透していないようだ。

### 配偶者控除の法的意義

名城 配偶者控除は批判が多いですね。特に白木さんが言うように、女性の社会進出を阻む原因だから配偶者控除は廃止すべしという意見がありますね。

光田 確かにこれまでの制度の下でそういう実態を引き起こしてきたことは事実だ。ただ廃止の前に、この制度の法的な意味合いを考えておく必要がある。配偶者控除は、配偶者本人ではなく他方配偶者が控除を受けるというしくみだが、なぜだと思う？

名城 うちの母のように所得が少ない場合、それ以上控除が受けられないので、父の所得から控除するということだと思いますけど。

光田 そうだ。配偶者控除は、憲法25条が保障する全国民に対する生存権を具体化する制度なんだ。

名城 国家が国民に対して生存権を保障する方法として、一定部分の所得に課税しないということですね。

光田 所得の少ない配偶者に対して、いくら控除を手厚くしてもそれ以上控除することはできないだろう？だから、生計を一にする他方配偶者の所得から控除することによって、所得の少ない配偶者自身の最低生活費を保障するということなんだ。だからこの制度は、憲法25条に基づく制度であるわけだ。

名城 配偶者控除についてはいろいろな見方がありますが、憲法上の要請となると簡単に廃止できないですね。

### 「夫婦控除」への改正論議

白木 でも最近、配偶者控除を廃止して「夫婦控除」

に改正しようと議論されていますね。

光田 政府税調で議論を始めて、政府自身も2018年1月の導入を目指していると報道されている。この「夫婦控除」は、共働き世帯でも夫婦であれば一定額の控除を受けるという制度を予定しているようだ。

名城 配偶者控除は配偶者の所得が少ないことが要件ですが、それだけでなく、夫婦であれば必ず一定金額の控除を受けられるということですか？

光田 現段階ではそのように考えているようだ。世帯の所得額によって生存権保障の有無が決まるのは憲法上も問題があるから、この改正の方向性には一定の理解を示すことができる。また、配偶者控除と基礎控除の二重控除も世帯間の公平性の観点から問題視されているようだ。

名城 夫婦であれば控除を受けられるなら、結婚に向向きになるカップルも増えるかもしれないですね。

光田 さらにこの改正は、現行の所得控除から税額

控除への転換も予定しているようだ。詳しいことは省くが、この方向性についても私は肯定的だ。

白木 でも控除対象を広げると、国にとっては税収減になりますよね。

光田 その点を懸念したのか、与党での議論に入った途端、「夫婦控除」に所得制限を設けるという方向になっている。配偶者控除は憲法上の要請なのだから、所得制限を設けるということは問題があるのだが。

白木 配偶者控除でも「夫婦控除」でも、結婚していないと受けられないということよね。

名城 最近、同性同士の結婚が話題になってますが、これからはそういう人たちにもこのような控除が認められるかが問題になってきそうですね。白木さんもそろそろ結婚を考えたらどうですか？

白木 憲法は婚姻の自由（24条）や個人の尊厳（13条）を保障しているのよ！余計なお世話よ、名城君！

（原稿執筆 平成28年9月現在）



# 愛知県の消防・防災（3）

愛知県防災局消防保安課

## 1 はじめに

平成28年7月号から隔月で連載させていただいている「愛知県の消防・防災」も今回で第3回目となります。今月は、消防保安課の行っている取組のうち、特に地域の防災の要である消防団に関するものについて紹介させていただきます。今回の特集を愛知県行政書士会会員の皆様の防災意識の高揚に是非お役立ていただければ幸いに存じます。

## 2 消防団加入促進の取組

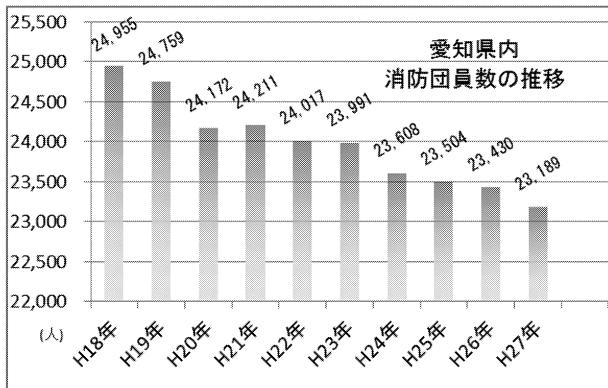
### （1）愛知県の消防団の現状

消防団は災害防御活動や住民の避難支援、被災者の救出・救助活動など、地域における消防防災体制の中核的存在であり、近年多発する集中豪雨を始めとする様々な災害や、南海トラフ地震等の巨大地震が懸念されるなかで、地域住民の安全・安心の確保のために果たす役割はますます大きくなっています。

しかしながら、一方で社会環境の変化などを受けて様々な課題を抱えており、それに対応する新たな動きも現れています。

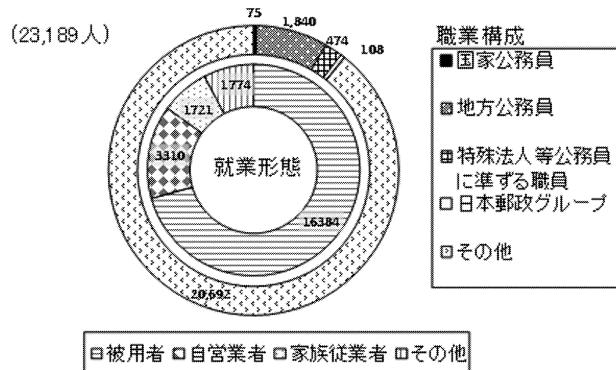
### （2）消防団員数の減少

消防団員数は、平成27年4月1日現在で23,189人であり、前年より241人の減少となりました。下図のとおり年々減少傾向にありますが、原因としては、消防の常備化や少子高齢化、消防団員に占めるサラリーマンの比率の増加、地域の連帯感の希薄化などがあげられます。



### （3）消防団員の被雇用者化

消防団員に占める被雇用者数は、平成27年4月1日現在で16,384名であり、全体の70.7%を占めています。



### （4）消防団組織の多様化

消防団員の総数の減少が続く一方で、女性消防団員数や学生消防団員数は増加傾向にあります。

特に女性消防団員は、活動内容は様々ですが、独居老人宅等への防火訪問、消防団活動のPR、火災予防の広報活動、救命講習の講師等、女性のきめ細やかな感性を生かした様々な場面での活躍が期待されています。

また、全ての災害・訓練に出動する消防団員（基本団員）に対し、特定の活動、役割のみに参加する機能別消防団員制度、機能別分団制度（例として、OB団員、大学生分団、女性分団）の導入も増加傾向にあります。

区分	H23.4.1	H24.4.1	H25.4.1	H26.4.1	H27.4.1
消防団員(人)	23,991	23,608	23,504	23,430	23,189
女性(人)	493	513	550	585	626
学生(人)	252	262	264	274	295
機能別消防団員(人)	540	614	782	825	954
機能別消防分団員(人)	(8分団)	(8分団)	(8分団)	(10分団)	
206	206	207	207	233	
機能別消防団員・分団員 計	746	820	989	1,032	1,187

## 3 消防団確保対策

### （1）経緯

本県では、東日本大震災における消防団の活動を教訓として、大規模災害時に消防団の組織力や能力を最大限に發揮できるよう、県内外の有識者や消防関係者から成る「大規模災害時における消

「防団活動のあり方検討会」を平成24年度に立ち上げ、平成24年11月に「大規模災害時における消防団活動指針」を策定しました。

指針の中では、機能別消防団員の活用、消防団員確保PR活動、優遇制度の導入をはじめとする消防団員確保に対する提言がされており、本県ではこれに基づいて様々な消防団確保対策を行っております。

### (2) 加入促進に向けた取組み

#### ア 過去の事業（主なもの）

##### ○消防団カレッジフェスティバルの開催 (H27)

地域防災の担い手の中心となる大学等の学生の皆さんに、消防団について理解を深めていただき、消防団活動への参加促進を図ることを目的として、「消防団カレッジフェスティバル」を開催しました。

#### ◆開催日時

平成28年2月11日(木・祝)午後1時～午後5時

#### ◆開催場所

プラチナム名古屋（名古屋市中区）

#### ◆出演者

大村知事、GENKING、OS☆Uほか



#### イ 繼続事業

##### ○あいち消防団の日(H25～)

毎年1月20日を「あいち消防団の日」として制定し、多くの人が利用する駅や公共施設において、県内一斉にPR活動を実施しております。

また、愛知県消防団公式応援ソング「消防団HERO」を歌う地元アイドルグループ「OS☆U」を「あいち消防団PR大使」に任命し、様々な機会において消防団をPRしていただいています。



メイン会場(JR名古屋駅前)

みよし市

#### ○学生分団結成支援事業費(H26～)

学生分団設置を検討している市町村を対象とした研修会の開催など、学生分団の導入の支援や、大学の学園祭における消防団PR活動などを実施しております。



研修会



学園祭におけるPR活動

#### ○高校生防災セミナー

名古屋大学及び愛知県防災局と連携して開催する「高校生防災セミナー」における講義の中で、消防団の活動を紹介し、高校生に対し消防団への理解の促進を実施しております（例年7月～8月に開催）。

#### ○あいち消防団応援サポーターの任命(H28～)

消防団に対する理解促進と団員確保に係る取組みのより一層の普及を図るとともに、愛知県の消防団の活動を盛り上げて行くことを目的として「あいち消防団応援サポーター」を任命し、消防団の魅力や重要性を発信していただきます。

※第1回応援サポーターとして学生（個人・団体）を任命

#### ウ 新規事業

##### ① 「あいち消防団応援の店」制度の導入

消防団員及びその家族へ飲食代やサービス料の割引等の実施に協力する店舗等を県内で募集し、消防団員への優遇措置を付与する制度を導入します。

##### ② 消防団一日入団体験事業

次代の消防団を担う学生等の若者に地元の消防団に一日入団体験をしていただき、理解促進を図ります。

### ③ 学生消防団活動認証制度普及事業

消防団に所属する大学生等に対する就職活動支援の一環として、消防団員として活動したことを認証する制度の普及を図ります。

### ④ 消防団加入促進事業費補助金

市町村の行う消防団員加入促進を目的とする取組みに対し助成します。

### ● 「あいち消防団応援の店」事業に協力していただける店舗を募集しています。

愛知県では、平成28年12月から「あいち消防団応援の店」事業を開始する予定です。

この事業に協力していただける店舗や事業所等を募集しています。(平成28年9月1日募集開始)

#### ① 事業の概要

愛知県内の消防団員を支援するため、店舗や事業所等に「消防団応援の店」としてご登録いただき、消防団員や消防団員を支えている家族に料金割引などのサービスを提供することにより、消防団員を応援していただくもので

#### ② 特典やサービスについて

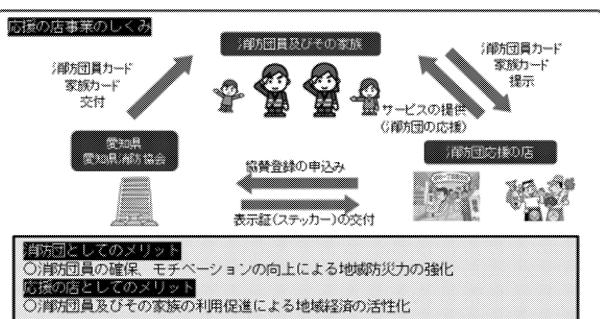
特典やサービスの内容は店舗や事業所等で独自に設定していただきます。(料金○%引、粗品進呈等)

#### ③ 応援の店へのお申し込み方法

- 登録申込書は、県ホームページ等から入手できます。
- 登録申込書に必要事項をご記入のうえ、郵送、持参、ファックスまたはメールにてご提出ください。

〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2  
愛知県防災局消防保安課消防・広域化グループ  
ファックス 052-954-6913

Eメール shobohoan@pref.aichi.lg.jp



### ③ その他

#### ○消防団活動資機材の整備に対する助成

機動力と動員力に優れた消防団が、大規模災害時においても有効に機能する体制を確保することを目的として、消防団車両や活動資機材の助成を行っております。(南海トラフ地震対策事業費補助金)【補助対象の一例】小型動力ポンプ付積載車、活動服、防火衣、エンジンカッタ一、無線通信機器

#### ○愛知県消防操法大会の開催

消防団員の消防技術の向上と士気高揚を図り、消防活動の進歩充実に寄与することを目的とし、消防団員の日ごろの訓練活動の成果として、消防操法技術（消防団が、迅速、確実かつ安全に行動するために定められた消防用機械器具の取扱い及び操作の基本）を競い合う、愛知県消防操法大会を毎年開催しております。



#### ○消防団協力事業所表示制度の普及

従業員が消防団に入団しやすく活動しやすい環境づくり等、事業所が行う地域への社会貢献を積極的に評価する取組である「消防団協力事業所表示制度」について、県では市町村に対し、積極的に導入するよう働きかけを行っております。

# ちょっと役立ち豆知識

## 外国人と民法～①「再婚禁止期間」

中央支部 金 恩 瑩

### ■民法改正による「再婚禁止期間」の短縮

平成28年6月1日に民法の一部を改正する法律が成立し、第733条に規定する女性の再婚禁止期間が「6ヶ月」から「100日」へ短縮されました。6月7日に公布され、施行されています。

改正点は(1)女性の再婚禁止期間について離婚の日から6ヶ月であったものを100日へ短縮した点と、(2)女性が離婚の時に懷胎（妊娠）していなかった場合には再婚禁止期間の規定を適用しないこととした点です。

今回の民法改正は、昨年12月16日の最高裁判決を受けたもので、100日を超える部分について憲法の平等原則や婚姻の自由を定める規定に違反するとし、さらには再婚禁止による支障をできる限り少なくすべきとの観点から、100日の期間内であっても女性が再婚することを禁止されない場合を定めたものです。

それまでの民法では、男性は離婚の翌日には再婚可能であったのに対し、女性は離婚後6ヶ月待たないと再婚ができなかつたのですが、改正により女性も妊娠していなければ、離婚の翌日には再婚が可能となりました。

### ★再婚禁止期間内（離婚後100日以内）の婚姻の届出

離婚後100日以内の女性が婚姻届を提出する際には、「民法第733条第2項に該当する旨の証明書（※資料参照）」を添付することが必要です。

この証明書は、再婚をしようとしている本人である女性を特定する事項のほか、本人が離婚日であると申し出た日以後の一定の時期において懷胎（妊娠）していないこと（または同日より後に懷胎していること、または、同日以後に出産したこと）について診断を行った医師が記載する書面です。

そのため医師の診察を受ける際、離婚日を申告する必要があります。医師に対し離婚日を誤って申告

した場合や虚偽の申告をした場合には、証明書の離婚日と戸籍上の離婚日が異なることとなり、離婚後100日以内の婚姻届が受理されないおそれがあります。

尚、離婚日とは、協議離婚の場合は協議離婚の届出日（受理日）のことであり、戸籍に『離婚日』として記載されます。裁判離婚の場合は、離婚の裁判の確定日のことであり、戸籍に『離婚の裁判確定日』として記載されます。調停離婚の場合は離婚調停の成立日のことであり、戸籍に『調停成立日』として記載されます。

但し、前婚の夫と再婚する場合など、これまで適用除外として再婚禁止期間内に受理されていたものについては、今後も「民法第733条第2項に該当する旨の証明書」の添付がなくても婚姻の届出は受理されることになっています。

### ■諸外国の再婚禁止期間

法務省「在留外国人統計（平成27年12月末）」による「日本人の配偶者等」の在留資格を有して在留する外国人の国別順位は次のとおりです。

【国籍】	【人数】
1位 中国	3万4,010
2位 フィリピン	2万7,701
3位 ブラジル	1万4,995
4位 韓国	1万4,334
5位 アメリカ	8,856
6位 タイ	7,206
7位 台湾	4,102
8位 イギリス	2,514
9位 ベトナム	2,182
10位 インドネシア	1,905
(以下省略)	
1 ※在留外国人総数：223万2,189人 の内、「日本人の配偶者等」総数：14万349人	
2 ※在留資格「日本人の配偶者等」とは、日本人と婚姻した外国人配偶者の他、特別養子及び日本人	

の実子も含まれます。

上記統計から、日本人との婚姻に基づき在留する外国人配偶者の国籍の内、上位国が規定する再婚禁止期間について見ていきたいと思います。

#### ◆中国

もともと再婚禁止期間の規定はありません。

#### ◆フィリピン

現在、再婚禁止期間はありません。

かつては、女性に「301日」の再婚禁止期間がありましたが、1987年に廃止されています。

フィリピンには離婚という制度はありませんが、外国籍の配偶者とフィリピン国外において有効に離婚が成立した場合、フィリピンの裁判所において外国で成立した離婚の承認を得れば再婚することができます。

#### ◆ブラジル

女性に「10ヶ月」の再婚禁止期間があります。

但し、この規定は、前婚の解消原因が、死別、婚姻の無効又は取消であった場合であり、離婚の場合は再婚禁止期間の定めはありません。

#### ◆韓国

現在、再婚禁止期間はありません。

2005年に廃止されています。

それまでは、日本と同じく6ヶ月の再婚禁止期間がありました。

#### ◆アメリカ

もともと再婚禁止期間の規定はありません。

但し、離婚の条件に「1年以上の別居」が必要です。

イギリス、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドも同様です。

#### ◆タイ

女性に「310日」の再婚禁止期間があります。

再婚禁止期間中であっても受胎していない旨の医師の診断書が添付されていれば、再婚ができる等、例外規定があります。

#### ◆その他の諸外国

##### ・北ヨーロッパ諸国

デンマーク、フィンランド、ノルウェー、スウェーデンは、1968年～1969年の間に再婚禁止期間の規定を廃止しています。

##### ・フランス

再婚禁止期間はありません。2004年に廃止されています。

かつては女性に300日の再婚禁止期間がありまし

た。

##### ・ドイツ

再婚禁止期間はありません。1998年に廃止されています。

##### ・イタリア

女性に「300日」の再婚禁止期間があります。

但し、婚姻の解消前から同居していなかった場合は、裁判所は再婚禁止期間中でも婚姻を許可することができるとしています。

このように、現在再婚禁止期間の規定がある国は、先進国では日本とイタリアくらいですが、アジア諸国ではまだ多くあります。

再婚禁止期間は、日本人同士の婚姻と同様に、日本人と外国人の婚姻、または外国人同士の婚姻においても婚姻要件のひとつです。

そこで、外国人と日本人が婚姻（再婚）をする際に、外国人配偶者の本国法が定める再婚禁止期間が日本の民法の規定よりも長い場合や規定自体がない場合に、どちらの国の法を適用するのでしょうか。

特に婚姻（再婚）により日本での在留を予定している場合などは、前提となる婚姻手続きがいつできるかは、外国人にとっては重要なことになります。

次回は、日本人と外国人の婚姻（再婚）時に適用される準拠法についてみていきたいと思います。

(別紙様式)

民法第733条第2項に該当する旨の証明書

診 察 を 受 け る 者	氏名			
	住所			
	生年月日	年	月	日 (歳)
	前婚の解消又は取消日(①)	年	月	日 (注1)

(注1) 前婚の解消又は取消日(以下「①の日」という)については、本人の申出による日を記載する。

上記記載の者について、①の日に懐胎していなかった又は①の日の後に出産したことを証明する。

(理由について、以下の□のいずれかにチェックし、必要事項を記入してください)

①の日より後に懐胎している

懐胎の時期(推定排卵日)は、①の日の後である、 年 月 日から 年 月 日までと推定される。

算出根拠(1. 2. のいずれかに丸印をつけてください)

1. 懐胎の時期(推定排卵日)は、超音波検査及びその他の診断により求められた推定排卵日(妊娠2週0日)に前後各14日間ずつを加え算出した(注2)。

(注2) 医師の判断により、より正確な診断が可能なときは、前後各14日間より短い日数を加えることになる。

2. その他(不妊治療に対して行われる生殖補助医療の実施日を基に算出等、具体的にお書きください)

( )

①の日以後の一定の時期において懐胎していない

根拠(1. 2. のいずれかに丸印をつけてください)

1. 診察日(注3)において尿妊娠反応が陰性である。

診察日: 年 月 日

(注3) ①の日から4週間以上経過した日以降に尿妊娠検査(感度hCG50IU/Lまたは25IU/Lのもの)を行い、その反応が陰性の場合、①の日から継続する正常妊娠はないと判断する。

2. 上記1.以外の場合であって、①の日以降の一定の時期において、以下の理由により、懐胎していないと判断できる(注4)。

(理由: )

(注4) 1. 以外であっても、医師の判断により、①の日以後の一定の時期において、懐胎していないとの診断が可能な場合である。

①の日以後に出産(注5)した

出産の日 / 年 月 日

(注5) ここにいう出産には、出産(早産を含む)、死産(流産)、異所性妊娠(子宮外妊娠)の手術が含まれる。

平成 年 月 日

医師 (住所)

(氏名)

印

※ この証明書は、前婚の解消又は取消しの日から起算して100日以内にする婚姻届に添付するために医師が作成するものです。

# お知らせコーナー

11月号

## 会報の送付についての会員宛アンケート

愛知県行政書士会 広報部

時下、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は、広報事業にご理解、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、広報部では、限りある資源の有効利用及び電子媒体の浸透によるペーパーレス化の傾向にある状況を鑑み、会報の紙媒体での発行の見直しを検討することと致しました。

予てより会報は、ホームページにても閲覧していただけるよう掲載しております。

印刷費、郵送費等ペーパーレス化により節減できる費用で誌面をより充実させることをはじめ、会報予算を他の広告費用へ振り向ける等、会費の有効利用につなげることを考えています。

つきましては、平成28年4月より、1年間を目処に紙媒体での発行が不要な会員の回答を下記によりお願いをしています。

会報の紙媒体での発行不要のご連絡をいただいた会員には、平成29年度5月号から 郵送を停止させていただく予定です。

なお、当該アンケートは、ホームページの「会員ページ」の「会員向けお知らせ」にも掲載しておりますのでご利用ください。

※ 既にご回答いただいている方にもお送りしていますので、ご了承ください。

記

### アンケート内容

Q 1. 愛知県行政書士会会報の紙媒体での発行は不要です。

支部名 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ [愛知会会員番号 \_\_\_\_\_ ]

Q 2. 会報・ホームページについて、ご意見等ありましたらご記入ください。

※ アンケートは、事務局FAX [052-932-3647] にお送りください。

## ライブラリ研修動画一覧

(平成28年9月23日現在)

	部局	番号	年 月 日	内 容	オンデマンド 研修用
1	総務部	525	2016/2/23	行政書士制度65周年記念講演	○
2	企画情報部	376	2011/9/8	6次産業化法研修会	○
3		495	2014/8/29	ROBINS確認者研修会	○
4	建設環境部	398	2011/12/15	建設業関係業務研修会 (1) 「賃貸住宅管理業者登録制度」について (2) 愛知県の平成「24.25年度入札参加資格審査申請（建設工事）について	×
5		441	2012/7/24	初心者向け産廃関係業務研修会（産業廃棄物収集・運搬業許可申請について（入門編））	×
6		449	2012/10/15	建設業関係業務研修会 (1) 建設業許可・経営事項審査について (2) 建設業法令遵守及び国土交通省平成25.26年度競争参加審査申請並びに建設業者の社会保険加入促進について	×
7		472	2013/9/26	初心者向け業務研修会（産廃物処理業関係業務）（産業廃棄物収集・運搬業許可申請について（入門編））	×
8		474	2013/10/18	業務研修会② (1) 建設業許可・経営事項審査の申請について (2) 平成26・27年度愛知県建設工事等入札参加資格審査について (3) 建設業法令遵守等について (4) 建設業者にとっての社会保険	×
9		494	2014/8/25	建設業務研修会Ⅰ 平成26年度廃棄物行政について	×
10		498	2014/9/18	産業廃棄物収集・運搬業許可申請について（入門編）	×
11		500	2014/10/15	(1) 建設業許可・経営事項審査の申請について (2) 建設業法令遵守等について (3) 国土交通省平成27・28年度競争入札参加資格審査申請について	×
12		512	2015/3/20	建設業許可と経審について（大臣）	×
13		513	2015/8/25	愛知県の平成27年度廃棄物行政について	×
14		514	2015/9/16	産業廃棄物収集運搬業許可申請について（入門編）	×
15		515	2015/10/15	(1) 建設業許可・経営事項審査の申請について (2) 平成28・29年度愛知県建設工事等入札参加資格審査の申請について (3) 建設業法令遵守等について	×
16		518	2015/11/19	(1) 電気工事業法登録手続及び建設業法との関係について (2) 建設業法等改正に伴う申請・届出手続の注意点について (3) 納税証明書のオンライン請求の具体的な利用について	×
17	運輸交通部	357	2011/1/26	倉庫業について	○
18		404	2011/10/26	自動車保管場所証明申請について（OSS申請における所在図及び配置図作成の際の留意について）	○
19		446	2012/10/10	一般貨物運送業の許可申請について	○
20		457	2012/12/17	安全性優良事業所認定制度（Gマーク）について	○
21		501	2014/10/29	(1) 特殊車両通行許可について (2) 道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化方針について (3) 特殊車両通行許可におけるオンライン申請について	○
22		519	2015/11/5	(1) 車庫証明申請について (2) 自動車の登録業務について (3) 封印について（出張封印等）	○

	部局	番号	年 月 日	内 容	オンデマンド研修用
23	国際・私法部	420	2012/ 2 /25	私法業務基礎研修会（初心者のための遺言作成実務基礎講座）	○
24		467	2013/ 2 /13	国際業務初心者向け研修会（初心者のための在留資格認定証明書交付申請）	○
25		480	2013/10/31	国際業務初心者向け研修会（初心者向け実務のポイント）	○
26		486	2014/ 2 /21	国際業務部門 帰化・相続手続きにおける韓国除籍等収集方法と見方	○
27		488	2014/ 3 /17	私法業務部門研修会（遺産分割協議書の書き方）	○
28		504	2014/12/ 4	行政書士が知っておくべき相続税の基礎知識	○
29		509	2014/12/25	はじめての国際法 1	○
30		510	2015/ 2 /18	はじめての国際法 2	○
31		517	2015/11/24	出入国管理行政と日本型移民国家構想	○
32		521	2016/ 1 /28	初心者向け研修DVD（在留資格認定申請書の書き方）DVD作製日 1/28	○
33		526	2016/ 3 / 7	国際私法の考え方～相続と遺言について～	○
34		528	2016/ 4 /25	国際私法の考え方～婚姻と離婚について～	○
35	土地利用部	374	2011/ 8 /23	特定都市河川浸水被害対策法（境川（逢妻川）・猿渡川流域）の概要及び雨水浸透阻害行為の許可等について	○
36		442	2012/ 8 / 8	市街化調整区域に建築するときの要件について（住宅関係）	○
37		451	2012/10/31	開発許可制度の解説（開発許可の基礎を学ぶ）	○
38		461	2013/ 1 /31	(1) 愛知県開発審査会基準第16号の改正及び第19号制定の解説 (2) 意外と人に聞けない市街区調整区域の話	○
39		489	2014/ 3 /24	農地法第4条及び第5条の許可に係る審査基準	○
40		493	2014/ 7 /24	愛知県における開発許可等	○
41		502	2014/11/12	行政書士の土地利用業務（建物を建てる時の知識）	○
42		507	2015/ 1 /19	土砂災害防止法に関する特定開発行為について	○
43		516	2015/ 9 /24	尾張建設事務所建築課管内における市街化調整区域内の都市計画法第34条第1号「公益上必要な建築物及び日常生活のための必要な店舗等」、愛知県開発審査会基準第1号「農家の二・三男が分家する場合の住宅等」の運用を中心とする開発実務について	○
44		523	2016/ 1 /27	行政書士の土地利用業務について	○
45		527	2016/ 3 /24	開発許可(都市計画法) と農地転用の話	○
46	法人経営部	425	2012/ 6 /28	種苗法における品種登録と出願実務について	○
47		445	2012/ 9 /24	告訴・告発状の作成の仕方についての研修会	○
48		473	2013/10/10	法人経営部研修会 第1部 日本政策金融公庫の融資制度とその手続について 第2部 第二種金融取引業の新規登録について	○
49		481	2013/12/13	法改正後のNPO法人の設立について	×
50		499	2014/10/ 6	経営者保証のガイドラインについて	○
51		511	2015/ 2 /12	医療法人の設立について	×

## ライブラリ研修申込書

平成 年 月 日

愛知県行政書士会会長 殿

申込者	氏名			
	支部	支部	事務所TEL・FAX	
	会員番号			TEL ( ) -
	メールアドレス			FAX ( ) -

下記のとおり、研修会視聴を申込みます。

視聴希望日時	番号	研修開催日	内 容	備考
(例) 平成○年○月○日▽時	499	26.10. 6	経営者保証のガイドラインについて	

## 誓約事項

1. お借りした研修会媒体の複写・撮影等は、絶対いたしません。

## 【ライブラリ研修要領】

視聴場所	会館 2 階 C 会議室（視聴覚室）
視聴時間	10時から17時まで（受付時間10時～12時、13時～15時）
研修内容一覧	別紙、ご参照ください。
視聴申込み	視聴希望日の 7 日前までにFAX（052-932-3647）にて申込みください。 (視聴機器の台数に限りがありますので希望日を変更いただくことがあります)
キャンセル	予約を取り消す場合は、事務局までご連絡ください。
利用上の注意	1. 視聴のためにご来館されたときは、事務局までお越しください。 2. 視聴できる研修会は愛知県行政書士会所蔵のものに限ります。 3. 館外への持出、貸出、持込による視聴はできません。 4. 視聴覚室の使用については、事務局職員の指示に従って頂き、注意を守らない場合は退出して頂く場合があります。

※定員オーバー等でお断りする場合のみ、その旨ご連絡  
いたします。

※愛知会ホームページhttp://www.aichi-gyosei.or.jp/  
の会員ページ「研修会ライブラリ」でオンデマンド  
可能な研修会もございますのでご利用ください。

会受領印欄

## 業務相談会のお知らせ

◎相談を希望される方は、次ページ申込書をご利用ください。

### 初心者向け建設業関係業務・産廃(収運)業許可申請相談会

#### 【建設業関係業務相談会】

建設環境部

内 容 建設業許可、経営事項審査等の建設業関係業務について

開催日 每月第4木曜日に開催

時 間 午後1時30分

#### 【産廃(収運)業許可申請相談会】

内 容 産業廃棄物収集運搬業許可について

開催日 每月第4木曜日に開催

時 間 午後1時30分

※どちらもこれから業務を始める方等を対象とした初步の相談を予定しております。

### 運輸関係業務相談会

内 容 自動車登録（車庫証明含む）について

運輸交通部

開催日 平成28年11月1日(火) 開催日 平成28年12月16日(水)

時 間 午後1時 時 間 午後1時

※初心者対象

### 初心者向け業務相談会

内 容 国際業務・私法業務について

国際・私法部

開催日 每月第一水曜日

時 間 午後2時30分から一人50分程度

※初心者対象

### 初心者向け土地利用関係業務相談会

内 容 農地転用許可、開発許可、建築許可等について

土地利用部

開催日 平成28年11月24日(木)

時 間 午後1時30分から4時まで

※初心者対象、土地利用の業務は地域によって許可基準が異なる場合がありますので、相談内容に関する資料をお持ちください。

### 初心者向け書類作成相談会

内 容 風俗営業許可申請、株式会社設立に限定

法人経営部

開催日 每月第一水曜日

時 間 午後2時から4時まで

※初心者対象

平成28年11月1日

会員各部

建設環境部  
運輸交通部  
国際・私法部  
土地利用部  
法人経営部

時下、ますますご健勝のこととお喜び申しあげます。

今年度、業務相談会を下記のように開催いたしますので、希望者の方は、この様式にてFAXでお申し込みください。なお、各業務相談会の開催日の7日前が締切です。

**業務相談会申込書**

該当する相談会に○印をしてください。

- ・ 建設環境部 業務相談会【建設業関係業務・産廃（収運）業許可申請】
- ・ 運輸交通部 運輸交通関係業務相談会
- ・ 国際・私法部 初心者向け業務相談会
- ・ 土地利用部 初心者向け土地利用関係業務相談会
- ・ 法人経営部 初心者向け書類作成相談会【風俗営業許可申請・株式会社設立に限定】

支 部		会員番号	
氏 名			
開催日	月 日 ( )	電話番号	
相談内容 (詳細を具体的にお書きください。)			

愛知県行政書士会 FAX 052-932-3647

# 会員訪問記



碧海支部 森 健人会員  
会報委員 原田 直明



今回、高浜市にあるアイリス行政書士事務所の森健人先生をお訪ねしました。

森先生の事務所は、かつて、瓦などの陶器やそれを運ぶ海運業が盛んであった高浜市の中心部に位置していて、高浜市役所からもすぐのところにあります。

業務の中心は、主に中小商工業者様向けに許認可申請その他権利義務に関する書類の作成業務といった行政書士業務を中心に、その他企業の環境保全・安全衛生・防災等のコンサルティング業務も行っているとのことでした。特に製造業・運輸業・倉庫業・物流業・廃棄物処理業を専門に、この地域の中小企業経営者の良き相談相手となって活躍しております。

もともと森先生の御実家は陶器瓦工場を経営されていたそうですが、地元の多くの同業者がそうであったように、海外からの安い輸入品に押されて、市場が縮小していく中、これまでに培った製造業の経験を基に、思い切って新しい事業への転換を図られたとのことです。中小企業の経営者がリタイアを迎えるとき、継承者がこれまでの事業を継続するのか、それとも、時代のニーズに寄り添いながら新しい事業へと転換していくのかということは、多くの方が悩んでいますし、普遍的な悩みでもあります。そ

いった道を自ら経験してきたからこそ、「経営することの大変さ・やりがいなどが身に染みて分かっている」。森先生のアドバイスが、多くの経営者の心に響いている理由がそこにあるのだろうと思います。お客様に寄り添って物事を考えるということの大変さ、あたりまえではありますが、あらためて今回の訪問を機に、私も再確認した次第です。

最後に、事務所の名称「アイリス」について伺ったところ、愛知県の県花カキツバタの学名に由来しているとのことでした。ロゴマークとなったこの花には、多くのお客様とつながりたいという森先生の思いが託されています。

# 支部だより

名古屋  
支部

## 平成28年度 支部研修会

名古屋支部 内木 志津子

日 時 7月25日(月)午後6時より

場 所 名古屋国際センター 3階第二研修室

講 師 西川 剛史会員（愛知会副会長）

テーマ 『国際業務』

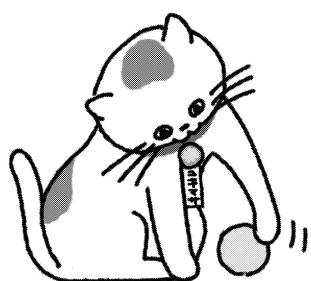
出席者 約25名



7月25日月曜日午後6時より、名古屋国際センター3階の第二研修室において、平成28年度最初の支

部研修会を、国際業務のテーマで開催いたしました。

講師には、日行連の申請取次研修でも講師を務めておられる愛知会副会長の西川剛史会員に大変な過密スケジュールのなか、50枚にもわたる資料を準備していただいたことで、参加者全員（約25名）大感激となりました。研修会は「事例検証」の形式（内容としては、西川会員が実際に処理された具体的な事例につき参加希望者へあらかじめ「課題」として考察をお願いし、処理の方法や根拠法令について研修会で解説を加えていただくという方式）を採用しました。支部研修としては、初めての「参加型研修」となり、参加者のみなさんは予想以上に熱心な「考察」を行って研修会に臨んでくださいました。結果、2時間の研修予定時間は休憩をとる暇もなく、あっという間に終了し、名残惜しさを残しながら終了いたしました。支部研修の新しい試みは、まずまず及第点をいただけたようです。その後の懇親会には、西川会員も参加していただき、国際業務に関する留意事項などを引き続き熱心に受け答えしていただきました。尚、今回、他支部から8名ほどの会員の参加をいただき、個人的な主観でありますが、国際業務に携わる先生方の業務研鑽への思いを強く感じることができました。



〇  
東三  
支部

## 平成28年度法人経営・運輸交通部会第1回研修会

会報委員 水野 悠

日 時 平成28年7月26日(火)

午後2時～4時30分

場 所 豊橋市民センター（カリオンビル）

4階 中会議室

講 師 豊橋警察署生活安全課保安1係 丸井 警部補

テマ 『風適法の改正概要と申請時注意点について』

出席者 17名



7月26日、豊橋市民センター（カリオンビル）にて、東三支部平成28年度法人経営・運輸交通部会第1回研修会が、豊橋警察署生活安全課保安1係丸井警部補を講師に招き開催されました。

今回の研修は、「風適法の改正概要と申請時注意点について」をテーマに、本年6月23日に施行された改正点の中から、「特定遊興飲食店に関する規定の整備及び業態による号数の変更」を主として、どのような取り扱いがされていくのかをお話しいただきました。

冒頭で、丸井警部補より行政書士が申請を行う際の根本的な注意点をご指摘いただき、倫理に関わる問題を再認識するところからスタートしました。

講義の本編では、①法改正の内容はもちろん、②「接待」とはどういった行為を指すのかといった各種用語の解釈運用基準の説明、③豊橋では直接関連のない特定遊興飲食店に限らず、どういった業態ではどのような申請時の注意が必要なのか、④面積についての考え方等の実例に沿った講義をいただきました。

未だ実務で取り扱っていない私のような会員も含め、今後の運用について非常に興味深く有意義な研修となりました。

〇  
中央  
支部

## 平成28年度 第1回法人経営業務部会研修会

中央支部 竹内 浩二

日 時 平成28年7月27日(水)

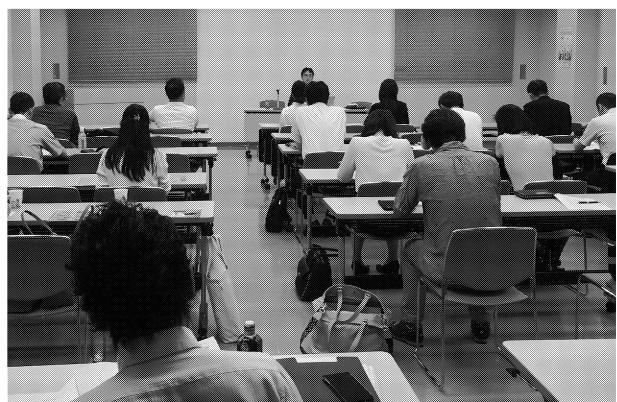
午後6時～8時

場 所 愛知県行政書士会館 3階大会議室

出席者 28名

講 師 ソレイユ法律事務所 弁護士篠田 達也様

テマ 『企業法務の実際』について



中央支部の今年度第1回の法人経営業務部会研修会は、中小企業の企業法務に精通されている弁護士を講師に招き、「企業法務の実際」についてお話しいただきました。

まず、気をつけていることとして、会社経営全体

の中での法務を意識し、企業に求められる法令遵守（正しい法的プロセスに従って収益を上げていくこと）を挙げられました。

次に具体的に日々行っている企業法務の内容について、守秘義務に抵触ない範囲でお話しいただきました。①契約書のチェック、②株主総会議事録・取締役会議事録チェック（定款変更や、利益相反取引の承認など特殊なタイプ）、③企業支配権の争い（大株主と少数株主との関係性）、④M&A（事業承継）、⑤破産処理（当該会社、債権者、債務者、従業員、それぞれの立場から）

この中で特に印象に残ったのは、破産処理の件です。各立場からいろんな見方、対処法があることがわかりました。契約書のチェックでは、企業間の力関係が露骨に反映されることがあり、法的に違法性がないかのチェックを主に行っているそうです。

終盤は、大企業とは異なった中小企業特有の問題

について、法務部を設置できる大企業とは異なり、法律に関わる専任スタッフを置く中小企業は、特殊なベンチャー企業や上場を目指す会社などを除き、ほぼゼロとのお話をしました。

また、法律問題以前の、「契約書の保管場所が確立されていない」、などの根本問題があるそうです。さらに、そもそも「今は誰の会社なのか？」が実はよく分かっていないかった！ケースもある等々のお話もされました。これらの対策として、中小企業特有の問題をふまえた取組として定期的なミーティング（会社の経営方針、経営計画を確認する。直近のPLとBSも確認する）をし、経営の方向性と経営課題との関係で法的リスクを評価し、法的課題を抽出し、中長期的な事業発展をともに考えることをされているそうです。いずれも我々、行政書士の仕事と共通点も多く、大変勉強になりました。

## ◆ 知多支部 建設環境部研修会

会報委員 鈴木 直美

日 時 平成28年7月28日(木)

午後1時30分～4時

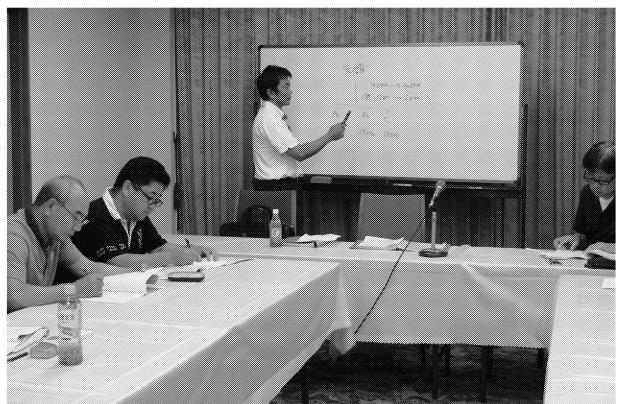
場 所 住吉福祉文化会館 1階平安の間

講 師 知多支部建設環境委員会委員長

幾世 偉久会員

テマ 『建設業許可申請及び経営事項審査の改正について』

出席者 13名



今回は、知多支部建設環境委員会委員長の幾世偉久会員を講師にお迎えし、研修が行われました。

はじめに知多支部の水野重利副支部長が挨拶をされ、研修は始まりました。幾世会員は、主に建設業を中心にお仕事をされている経験豊かな会員です。

自身の経験も交えながら、まずは6月改正点の理解を深めるために、従来の許可申請について、説明をされました。その後、資料の「建設業許可申請の手引(申請手続編)」「経営事項審査申請等の手引(愛知県知事許可業者用)」を参考にしながら、一番大きな改正点である、これまで“とび・土木工事業”として行われてきた“解体工事業”が新たに業種として新設されたこと。それに伴い、三年間の経過措置が取られていることなどを分かりやすくご教授されました。

また、特定建設業と一般建設業の許可を必要とする、下請けに出す際の工事代金の合計額が変更になったことも改正点の一つだそうです。

幾世会員が一人一人の質問に丁寧に受け答えをしながら、「実際にやってみた方が頭に入るし、身体にしみ入る」とおっしゃっていたのがとても印象的でした。

〇  
西北  
支部

## 暑気払い ビアパーティー開催

西北支部 森越 靖

日 時 平成28年7月30日(土)

午後6時～8時

場 所 柳橋ビアガーデン

出席者 35名



例年西北支部では、一泊の親睦旅行を計画、実行して参りましたが、より多くの会員に交流を深めていただこうと、今年は旅行に替えてビアパーティーを開催することとなりました。

心配していた雨も降ることなく、汗が噴き出るほどのビアガーデン日和となった会場は、満員の客やイベントで大盛況でした。そして、黒澤支部長、横井会員が、その賑わいに負けじとバイタリティー溢れる挨拶をされ、開宴となりました。

この会場は柳橋中央市場直結のため食材はどれも新鮮で、それらをロースターに所狭しと並べ、もくもくと煙が漂う中、目を細めながら頬張っていきます。また、会員の会話も弾み笑い声も絶えず、ビールもどんどん進み大盛り上がりとなりました。

そんな楽しく充実した時間は瞬く間に過ぎ、惜しくも終わりを迎えましたが、皆暑さを打ち払うことができたのではないかと思います。

〇  
尾張  
支部

## 第1回 国際私法部研修

尾張支部 印東 宏紀

日 時 平成28年7月30日(土)

午後3時～5時まで

場 所 スペースパレッタ

講 師 名城法律事務所春日井事務所

弁護士 泉 希望子先生

テーマ 「離婚業務の流れ、離婚協議書作成の留意点」

出席者 25名



平成28年度の第1回尾張支部国際司法部の研修会は「離婚業務の流れ、離婚協議書作成の留意点」について、弁護士の泉先生を講師としてお迎えし、行政書士にとって大変身近なテーマを取り扱いました。

現在の日本において、離婚については9割が協議離婚で占められています。この協議を円滑かつ確実な流れで進めるには、離婚協議において必要な各種の確認事項が必要であり、この確認事項を確実にすることで後の紛争予防にもつながるというお話を頂きました。

その中でも、公正証書作成については特に重点的な説明を頂き、離婚合意を執行可能なレベルにしておくための「強制執行認諾条項」、債権債務の清算に関する「清算条項」、子どもの養育費の支払いを個別に定める「養育費支払条項」については、具体的な事例を踏まえながら分かりやすい説明を頂きました。

研修会の終了後には、近場の懇親会場にて先生を囲んだ和やかな宴の時間を共にすることができ、今後の行政書士業務の発展について活発な意見交換を行ないました。

中央  
支部

## 第1回運輸交通 業務部会研修会

中央支部 亀井 直美

日 時 平成28年8月1日(月)

午後6時～8時

場 所 愛知県行政書士会館 3階大会議室

出席者 9名

講 師 須崎 俊行会員（運輸交通部部長）

テマ 『自動車保有関係手続OSSと行政書士』

今回は、本会運輸交通部部長の須崎俊行先生を講師にお招きし、「自動車保有関係手続OSSと行政書士」をテーマにご講義いただきました。

本会運輸交通部でOSSについての勉強会が、4回にわたり開催されるとの事。当支部での研修会の開催時期が、その直前という事もあり、OSS申請と紙申請の違いやOSS申請の種類など、「OSSの基礎知識」の習得を重点にお話しいただきました。

座談会形式での進行で、講義の途中に出席会員一人ひとりから質疑の時間が設けられ、自動車関連業務の現状や、今後の行政書士業務はどのように変わっていくのか等、数多くの質問が出ておりました。これらの質問に逐次ご回答いただきながらの講義でしたので、講師の先生の意見はもちろん、出席会員の皆さんの自動車関連業務の内容や今後の取り組みについてのお考えをうかがい知ることのできる貴重な体験となりました。また、営業活動のアドバイス、ポイントとなるキーワードもご教授いただき、実践的な内容も多く含んだ研修会であったと思います。

講師の先生と司会進行のやりとりも小気味よく、また出席会員の積極的な姿勢もあり、講義は大変活気にあふれてとても有意義な研修会となりました。

ご講義いただきました須崎部長には、業務お忙しい中、快くお引き受けいただき誠にありがとうございます。この場をお借りし厚くお礼申し上げます。

昭和  
支部

## 天白地区 懇談会及び昼食会

昭和支部 伊福 泰則

日 時 平成28年8月3日(水)

午前11時30分～午後1時30分

場 所 ちゅらカフェ

出席者 9人



夏の強い日差しが照りつける中、益田支部長の理念でもある「つながる行政書士」を実現するべく、天白地区懇談会及び昼食会を開催するにあたり、9名の会員がご参集下さいました。

千田副支部長の挨拶に始まり、愛知県行政書士会に求めるもの（会館の増改築（未定）に關係して）や、同昭和支部に求めるもの（支部会費の一括引き落としに關係して）についても活発な意見交換がなされました。

また、法務局が今後発行を予定している「法定相続情報証明制度（仮称）」についても、“パブリックコメント等に意見を提出するべきだ”等々、積極的な意見も出ておりました。

懇談会（昼食会）の形式をとったことにより、活発で建設的な意見交換が出来、充実した有意義な時間を過ごせたように感じました。

今後もこのような機会を通じて、「つながる行政書士」の実現に向けて努力して参ります。

〇  
東三  
支部平成28年度第1回支部研修会  
(国際私法部会合同研修会)

会報委員 水野 悠

日 時 平成28年8月4日(木)

午後2時～4時30分

場 所 豊橋市民センター（カリオンビル）

6階多目的ホール

講 師 東 優会員（西北支部）

テーマ 『遺言執行の実践事例・相続実務ディスカッション』

出席者 46名（補助者5名、他支部会員7名）



8月4日、豊橋市民センター（カリオンビル）多目的ホールにて、第1回東三支部研修会が、西北支部東 優会員を講師として開催されました。

今回の研修は、「遺言執行の実践事例」と「相続実務」について、実際に業務を行ってきた際の経験に基づき講義をいただくと同時に、参加会員によるディスカッションを行うことを主として企画いただいたものです。

東三支部では、本会での研修会DVDを上映すると同時に、会員間での質疑応答を行うアーカイブ研修を定期的に行っており、東会員が講師を務められた研修会は非常に好評であり、本研修も非常に多くの会員が参加するものとなりました。

東会員の豊富なご経験の中から、困難な論点を複数含んだ遺言執行の事例を挙げていただき、それぞれの論点について4人1グループでディスカッションを行い、各グループの考え方、各会員の意見又は疑問点を話し合うことで、建設的な意見交換を行う活発な場となりました。

貴重な事例と経験をお話しいただいた東会員に、参加者から感謝の拍手をもって終了しました。大変有意義な研修となりました。

〇  
昭和  
支部昭和地区  
懇談会及び食事会

昭和支部 櫻井 宗夫

日 時 平成28年8月5日(金)

午前11時30分～午後1時

場 所 おばんざい家そう吉御器所店

出席者 12名



昭和支部には、名古屋市昭和区、天白区から日進市、東郷町にわたる範囲に事務所を置く会員が所属しています。地理的に広い範囲に亘っていることを考慮し、支部を3地区に分けて年に一度行っている地区懇談会は、今年で3回目の開催になります。

去る8月5日には、名古屋市昭和区に事務所を置く昭和地区の会員により、懇談会が開催されました。もとより多忙な、また真夏の日差しが容赦なく照りつける中にも拘らず、会場となった「おばんざい家そう吉御器所店」にて役員を含む12名の参加となり、本会の取り組み、支部の取り組みについて、打ち解けた雰囲気の中で忌憚のない意見交換が出来ました。

支部の運営にとって、所属会員の皆さんから生の声を聞かせて戴く機会は、とても貴重なものです。食事をしながらざっくばらんに話をする機会として、気軽に参加していただければ、会員の皆さんにとっても、より活動しやすい環境や体制をつくるきっかけになるのではないでしょうか。

来年も多くの参加者が集まってくださることを期待しつつ、午後1時をもって結びとなりました。

東名  
支部

暑気払い

東名支部 金林 伸洙

日 時 平成28年8月5日(金)

午後6時～

場 所 サッポロライオン名古屋ビル浩養園

出席者 9名



暑さの厳しくなるこの時期に、東名支部では例年通り暑気払いが行われました。今年の会場はビアガーデン「浩養園」でした。

当日はよく晴れ暑い一日でしたが、夕方には幾分過ごしやすくなり、園内に流れる滝が涼しげなビアガーデンは、週末なだけあってたくさんのビジネスパーソンで賑わっていました。

そんな中、東名支部の暑気払いには9名の会員が参加しました。会は岩永支部長から開会のご挨拶をいただき、乾杯により始まりました。

浩養園の名物はジンギスカンです。ジンギスカン鍋を使ってラム肉と野菜を焼く人気料理です。肉はラムのほか、牛、豚、鳥、ソーセージ、野菜も数種類と盛りだくさんで、これらをジンギスカン鍋で焼くと、肉汁と野菜がうまく絡み大変良い味になります。

あつあつのジンギスカンに冷たいビールはとてもよく合い、屋外で飲むとまた格別です。みなさん何杯もおかわりをしていました。

お酒が進むなか、趣味の話や、仕事の話、情報交換も活発に行われ親睦も深まったと思います。

夏の暑さも、もうひと踏ん張りです。暑さに負けず仕事ができるよう、たっぷりと英気を養いました。

昭和  
支部

日進市  
無料相談会8月

会報委員 古田 穎史

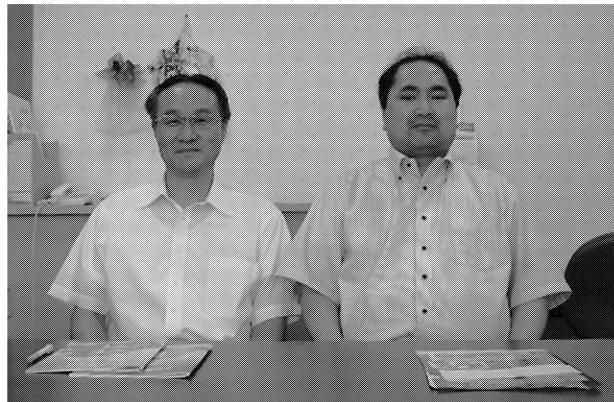
日 時 平成28年8月8日(月)

午後1時30分～3時35分

場 所 日進市役所 4階相談室

相談員 志水 正芳会員、古田 穎史

相談者 3組（3人）



大リーグのイチロー選手が3,000本安打を達成したその日、日進市役所では8月の相続・遺言に関する無料相談会が行われました。本日の相談員は志水正芳会員と筆者であります。

担当課に行き、予約表を受け取り予約状況を見たところ、久しぶりに2組（2人）しか載っていませんでした。しかし2組目の相談が終わった時、担当課から内線で「1人相談者が来たのでよろしくお願ひします」との連絡があり、応対しましたので今日の相談者は3組（3人）となりました。

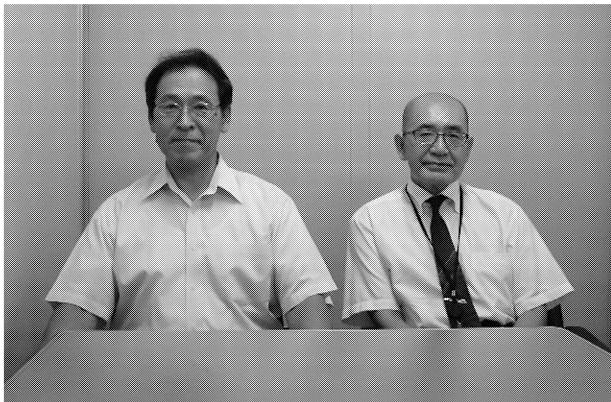
相談内容が書けないため、毎回相談員の趣味などを紹介していますが、今回は上に載っている写真について一言申し開きをさせていただきたいと思います。いつもは会報委員の筆者が相談員の写真を撮るわけですが、今日に限っては、相談員の志水正芳先生と筆者の2人しかいなかつたため、セルフタイマーを使って撮ることにしました。そこで志水先生が予備の椅子を4個ぐらい重ねて、その上に辞典のような分厚い本を2冊置き、その上にデジカメを置いて撮影しました。しかしデジカメを置く台としてはどうしても低くならざるを得ず、私達が上から目線？とでもいうような感じの写真になってしまいました。写真については志水先生は自然体で写っていますが、筆者に関しては薄い額と人一倍デカい顔が客観的に確認でき、これほどだったとはと愕然としました。

昭和  
支部

## 天白区役所 無料相談会8月

会報委員 古田 穎史

日 時 平成28年8月17日(水)  
 午後2時5分～3時40分  
 場 所 天白区役所 3階相談室  
 相談員 平澤 正幸会員、鈴木 裕己会員  
 相談者 1組(2人)



リオデジャネイロオリンピックで卓球女子団体の銅メダル獲得に涙した翌日、そして高校野球では残念ながら東邦高校が敗れた午後、天白区役所で8月の相続・遺言に関する無料相談会を行いました。

今日の相談者は予約時点では3組ありましたが、2組がキャンセルされたため1組(2人)だけとなりました。通常相談員2人と担当役員は、午後1時10分位に相談室に集まります。そしてポスター等を貼ったりして無料相談会の準備をします。そして、相談開始時間は1組目が午後1時30分から午後2時5分、2組目が午後2時10分から2時45分、3組目が2時50分から午後3時25分、そして4組目が3時30分から午後4時5分までとなっています。

筆者は午後1時丁度に着いてしまいました。当然誰も来ていません。しかし、午後1時10分を過ぎてもまだ誰も来ません。そこで担当役員に連絡したところ、今日の唯一の相談者は2組目の時間帯、つまり午後2時10分ぐらいに来られるので、相談員2人には午後2時少し前に来るよう伝えているという事でした。会報委員の筆者は、そんな事は知られずに、午後1時丁度に来たわけですが、まあこんなこともあるという1日でした。

最後に、わざわざ相談室の鍵を開けていただいたり、頗珍漢な事をお願いしてご迷惑をおかけした天白区役所の担当者の方に、深くお詫び申し上げます。

昭和  
支部

## 市民法務研究会 第4回

会報委員 古田 穎史

日 時 平成28年8月19日(金)  
 午後3時30分～5時30分  
 場 所 天白スポーツセンター 2階第3会議室  
 進 行 角田 俊行会員、伊福 泰則会員  
 出席者 17人



リオデジャネイロオリンピックでの日本選手の活躍に一喜一憂していた今日、相続・遺言に関する勉強会である第4回市民法務研究会が行われました。

第1部は直近の無料相談会の相談内容が報告されました。報告の中には「死後事務委任契約」に関するものもありました。

第2部は第1回から続いている多くの戸籍謄本等から相続関係説明図を作るという作業のまとめを川口武会員が行いました。

そして、宿題であった職務上請求書の書き方や使用方法を、角田俊行先生が解説されました。

その後は、相続手続きに必要な各種書類や委任状の書き方について、細かく教えていただきました。

戸籍の附票についてや登記情報サービスについて、一時利用として利用する場合と個人利用として利用する場合についても説明されました。

そして、今回は上記の相続関係説明図から遺産分割協議書を書いてくるという事が、新たな宿題として出されました。1枚では済まず2枚か3枚書く必要があるようです。作成資料として評価証明書、登記情報、登記事項証明書等が配されました。

個人的には宿題は子供の頃から大嫌いで、今も変わりませんが、宿題でも出されなければ勉強会の内容まで忘れかねず、他にやる事もあるのですが(仕事とは限りません)、ほちほちと頑張りたいと思います。

昭和  
支部

## 第1回研修会・ 建設環境部会

会報委員 古田 穎史

日 時 平成28年8月22日(月)  
午後2時30分～5時  
場 所 天白スポーツセンター 1階第2会議室  
講 師 田中 聰会員  
テ マ 『改正建設業法について～解体工事業の業種新設を中心として～』  
出席者 15人



夏の甲子園もリオデジャネイロオリンピックも終わったものの、まだその余韻が残っていた本日、平成28年度昭和支部の第1回研修会が行われました。

去年と同じく第1回目の研修会は建設環境部会主催の建設業許可に関するもので、講師も去年と同じく昭和支部建設環境部担当幹事の田中聰副支部長が務めました。

建設業許可において今年の6月からの主な改正点として、解体工事業の新設、経営業務管理責任者の要件の緩和、金額要件の一部緩和、監理技術者資格証と講習修了証の統合、専門学校卒業者の位置付けの明確化、技術者資格（登録基礎ぐい工事試験）の追加、申請様式等への法人番号欄の追加が挙げられます。今日の研修会では主に解体工事業の新設について詳しく説明がなされました。特に解体工事業の新設に係る経過措置の適用を受ける今年の5月31日までに、とび・土工工事業の許可を受けている建設業者や、経過措置期間中にとび・土工工事の許可の更新を受けた建設業者の許可、経営業務管理責任者、専任技術者の経過措置満了日がそれぞれ異なるため（経管については特段の期限なし）、注意が必要であり、その他不明な点があれば各建設事務所に直接相談した方が良いという事でした。

昭和  
支部

## 日進、東郷地区 懇談会及び食事会

会報委員 古田 穎史

日 時 平成28年8月27日(土)  
午前11時30分～午後1時  
場 所 ステーキのあさくま本店（日進市赤池）  
出席者 19人



曇りでも気温の高さに影響のない今日、「ステーキのあさくま本店」で日進市と東郷町の会員が集まる地区別懇談会及び食事会が行われました。

今年の地区別懇談会及び食事会は、ただ歓談するだけではなく、益田俊信支部長から次のテーマについて話し合って欲しいとの希望が出されました。まず第1に愛知県行政書士会（行政書士会館）に期待するもの（会館の増改築（未定）に關係して）、第2に昭和支部に期待するもの（会費の一括引落しに關係して）、そして第3に行政書士と、相続・遺言・成年後見業務（「法定相続情報証明制度（仮称）」に關係して）です。

筆者は末席に座っていたため、各会員の話の内容までは聞き取れませんでしたが益田支部長の周りでは活発に意見交換がなされていたようです。

本日の参加者は19名と多数の会員が集まりました。去年の参加者は11名でした。これは昭和地区と天白地区の会員が仕事の都合上、土曜日に開催された今日の日進、東郷地区の懇談会及び食事会に参加されたため人数が増えたのであって、決して「ステーキ」に釣られたわけではありません。寧ろ「ステーキ」を楽しみにしていたのは筆者であり、そのため担当役員から今日のメニューは「ステーキ」ではなく「ハンバーグ」ですと聞かされた時には軽いショックを受けましたが、海老フライ付きハンバーグもなかなか美味しいものでした。

尾北  
支部平成28年度  
研修旅行

会報委員 伊藤 千勢

日 時 平成28年9月2日(金)～3日(土)

行 先 『黒部ダム・大町温泉』

参加者 24名



台風10号と12号の間のちょうど好天に恵まれた2日間、涼しさを求め、信州方面へ支部旅行に行ってまいりました。新入会員も2名参加です。

1日目。目的地は上田城址と併設の大河ドラマ館。途中、昼食に峠の釜めしをいただき、何度も休憩もはさみましたが、バスで行くには便の悪い場所で、ずっとバスに揺られた1日でした。

ホテルに到着後は、気を取り直し温泉にゆっくり浸かり、いざ宴会へ。一人一人にエリンギが株ごと置いてあり、自分でさばいて調理して食べたのは斬新でした。美味しい料理とお酒、そしてカラオケと、みな思い思いに楽しみ、盛り上がりました。

2日目は黒部ダムへ。まずは扇沢駅でトロリーバスの名物駅員さんに笑わせてもらいました。バスに乗り込むと寒いくらいの気温で、今回の旅行の目的が果たせました。展望台までは一汗かきましたが、そこから見たダムは雄大で疲れを忘れさせてくれました。

大王わさび農園でお土産を買い、美味しいミニ懐石をいただいた後、松本市歴史の里へ。裁判所・独居房・製糸場など5棟の歴史的建造物を興味深く見学しました。

今回、添乗員さんは入社1年目の新人さん。一方、バスガイドさんは話題豊富なベテランさんでした。運転手さんも安全運転で、おかげ様で無事帰宅できました。皆様、お疲れ様でした。

知多  
支部

## 親睦研修会

会報委員 鈴木 直美

日 時 平成28年9月4日(日)

午前7時30分～午後6時40分

場 所 美濃方面(板取川・郡上八幡博覧館等)

出席者 47名



今回の知多支部親睦研修会は、板取川洞戸観光ヤナでのアユ料理と郡上八幡散策を中心に行われました。

アユをいただく前に、航空機等を主とする博物館としては、国内最大級の規模を誇る“かかみがはら航空宇宙博物館”と、世界淡水魚園水族館“アクア・トトぎふ”を見学しました。川島の人気スポットである“アクア・トトぎふ”は、日曜日ということもあり、すごい人ごみでした。限られた時間の中ではゆっくりと見学することもできず、後ろ髪をひかれる思いの方も多かったのではないかでしょうか。

ともあれ昼も近くなり、いよいよ今回のメインの一つである洞戸観光ヤナに到着しました。テーブルの上では、すでに串に刺されたアユが塩焼きにされるのを今か今かと待っていました。自分たちで焼いたアユが一人当たり三匹。それに加えて、甘露煮、干物、フライと合わせて六匹。しめの雑炊で、もう来年まで食べなくても大丈夫というくらい、お腹いっぱいおいしくいただきました。

もう一つのメインである郡上八幡博覧館では、郡上おどりの実演と指導を受け、楽しい時間を過ごすことができました。

心配されていた雨も、バスの中で一時降られた程度で済み、バスの到着時間は若干遅れましたが、事故もなく、楽しく一日過ごすことができました。皆さま、お疲れさまでした。

○  
一宮  
支部

## 土地利用部 研修会開催

会報委員 林 麗子

日 時 平成28年9月6日(火)

午後5時～7時

場 所 尾張一宮駅ビル(iビル) 6階小会議室

講 師 山田 和美会員(一宮支部)

テマ 『不動産と関わる以上、避けては通れない  
相続サポート～求められるサポートと注  
意点～』

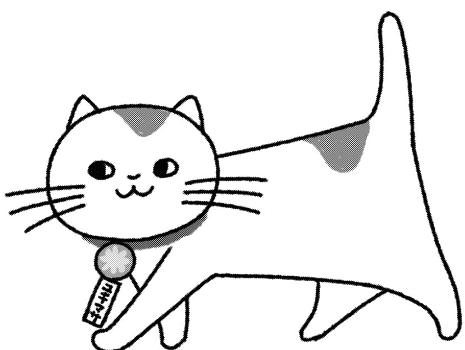
出席者 13名



本年度第一回の土地利用部会研修では、当支部所属の山田和美会員に、不動産に視座を置いた相続のお話を聞いて頂きました。山田会員は行政書士登録以

前から相続関係の仕事に就いておられ、若いながらもこの分野に習熟されています。外部セミナーの講師経験も豊かでいらっしゃるため、滑らかな聴きやすい口調の90分間でした。

われわれ行政書士は税理士や司法書士と異なり、不動産相続に正面から関わることは多くないようですが、相続のご相談を頂いた際に一般的なアドバイスを差し上げるため、また遺産分割協議書作成などの行政書士業務へ繋げるために、税制や土地名義についての知識は或る程度把握しておきたいものです。税理士・司法書士とチームを組んで日々の業務を行っている山田会員のお話はとても興味深いものでした。一例を挙げますと、①賃料収入のあつた被相続人の遺族は準確定申告の義務があること、②一定の条件下で税額軽減の特例がいくつかあるがいずれも申告しないと適用されないこと、③期限がないからといって土地の名義変更を放置しないこと等々、行政書士業務と直接つながりはしないものの、依頼者から相談を頂いた以上は、これらを含めた相続の全体像が見えるアドバイスが必要だという山田会員の考え方には共感を覚えました。もちろん行政書士の業際を守ることは非常に大切ですので、あくまで一般的なアドバイスに留め、確定的な回答や具体的な数字などは税務署や法務局へ尋ねるようにと、一言添えておくのを忘れないようにしたいと思います。



昭和  
支部

## 市民法務研究会 第5回

会報委員 古田 穎史

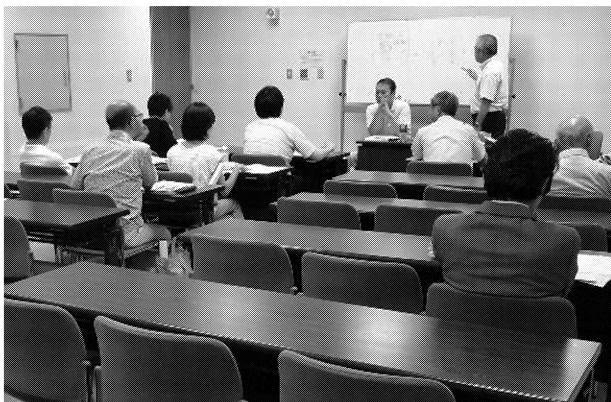
日 時 平成28年9月9日(金)

午後3時30分～5時30分

場 所 天白スポーツセンター 2階第3会議室

進 行 角田 俊行会員、伊福 泰則会員

出席者 13人



市民法務研究会は毎回午後3時から6時前まで行われますが、今日は午後1時30分から「昭和支部相

談員説明会」が行われたため、長丁場となりました。

今回は最初に、角田俊行先生から①登記事項証明書、登記情報のオンライン取得についての説明がありました。続いて②除籍謄本が焼失して入手できない場合や、登記簿の住所と戸籍謄本や住民票除票の住所が相違している場合についての対応方法。③遺産分割協議書の作成についての説明がありました。

細かくなりますが、不動産の表示については、登記簿どおりに記載すること。負債・預貯金等の表示については、物件が特定できるように記載すること。果実は相続財産ではないこと。土地の地番については「〇〇番」、家屋の所在地は「〇〇番地」となるので注意すること。不動産の表示は未登記物件を表示した場合は「未登記物件につき評価証明書に基づく」として記載漏れの無いようにすること。相続人が遠隔地に住み、個別に押印を依頼する場合の書式等を説明されました。④会員から「住居表示について」の質問があり、その説明もありました。

最後に、本会のホームページにあるオンデマンド研修や研修会資料等も参考にするように言われました。また遺産分割協議書に関する研修だけではなく、その他の業務についても積極的に利用する事を薦められました。

昭和  
支部

## 東郷町役場無料セミナー& 無料相談会 日進市役所無料相談会9月

会報委員 古田 穎史

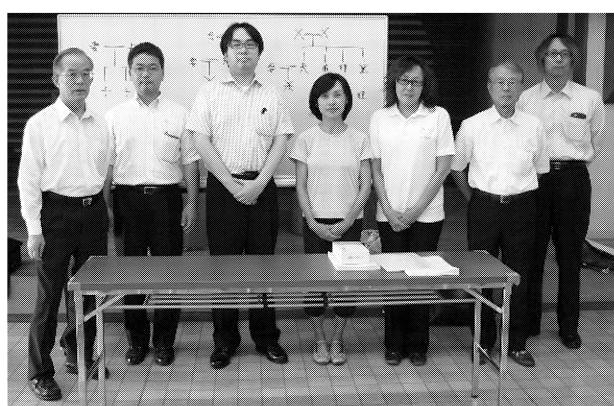
日 時 平成28年9月12日(月)

午後1時30分～

場 所 東郷町役場 2階大会議室、日進市役所 4階  
相談室

講 師 (東郷町セミナー講師) 佐保 克彦会員

相談者 東郷町0人、日進市4組(5人)



本日は年に1回の東郷町役場での相続・遺言に関する無料セミナーと無料相談会、及び日進市役所の9月の無料相談会が行われました。

東郷町役場での無料セミナーと無料相談会には、今まで東郷町の広報への告知の掲載と新聞折り込みチラシを利用してきましたが、今回は、諸般の事情により新聞折り込みはしませんでした。結果、残念ながら無料セミナーも無料相談会にも予約が入りませんでしたので、役員が当日行政書士会のポスターを持って役場の出入口の横に立つなど、広報活動に奮闘したところ、セミナーに2人が参加していただきました。上の写真は、左から小林新次会員、佐保克彦会員、松葉 豪会員、清水由佳会員、中村さつき会員、丸田 肇会員、鬼頭憲司会員です。

一方毎月行われている日進市役所での相続・遺言に関する無料相談会には、上限の4組、5人の相談者が来られ、相変わらず好調でした。相談員を務めたのは鈴木章夫会員と伊藤 寛会員です。伊藤 寛会員は今回初めて相談員を務められました。感想を伺ったところ「とても充実していた」という事でした。伊藤 寛会員は子供の頃から書道をずっと続けておられるため戸籍謄本等の古くて読みにくい文字でも特別苦労せずに読みこなす事ができるのでした。書道の力とでも言うべきものに思わず唸りました。

## ◆ 海部 支部

# 第1回支部研修会

会報委員 山田 裕貴

日 時 平成28年9月12日(月)

午後6時30分～8時30分

場 所 津島市文化会館

講 師 二村 智哉様（株・エムワイエムコーポレーション）

テーマ 『行政書士事務所における戦略的顧客開拓』

出席者 15名



今回の研修は、株式会社エムワイエムコーポレーションの二村智哉様を講師にお招きし、「戦略的」顧客開拓セミナーと題して講義をして頂きました。

講師の所属する会社では、市場調査や消費者・從

業員・経営者など、多角的な視点での情報収集に基づいた分析によって、企業支援をしておられるようです。

本研修では、我々行政書士が「何処で誰に何を売る」のか、更に細分化したフレームワークに言語化して落とし込んでいき、市場における自己の立ち位置を明確にするという内容で、先ずは自身を見つめ直すところから始まります。

研修後、講師の勧めどおり、自身に関する「言語化」を自分なりに行ってみるのですが、自身の弱点もくっきり顕在化するため、言語化の苦痛で衰弱する思いですが、皆さんやってますでしょうか？

今回の研修は、普段と違った思考を迫られる内容で、たいへん刺激的な2時間になりました。

0  
一宮  
支部

## 平成28年度第2回 女性の会研修会開催

会報委員 林 麗子

日 時 平成28年9月13日(火)

午前9時30分～11時30分

場 所 一宮商工会議所403号室

講 師 松井 由香会員（名古屋支部）

テマ 『これで、明日から帰化許可申請がデキる!  
～問い合わせで困らないための基礎知識～』

出席者 8名



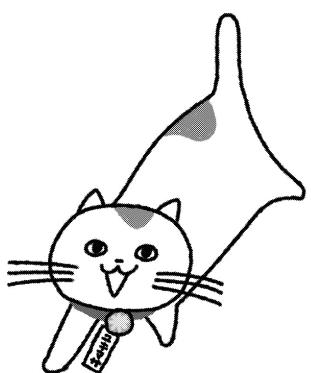
一宮支部女性の会は、日常の業務の中から何が課題となるかを考えながら、研修会を企画、開催しています。本年度第2回の研修会は「帰化許可申請」をテーマに、この業務のエキスパートである名古屋

支部の松井会員に講師をお願いしました。

私自身は1度だけ「帰化許可申請」を受任したことがあるのですが、思わぬ事態の連続により、最初の面談から法務局への書類提出までじつに1年以上かかりました。松井会員の豊かな実体験に基づいたお話を伺うなか、私の脳裏にはその時の苦労がさまざまと甦り、何度も首を深く縦に振りました。

「一生に一度のお手伝い」「申請手数料がゼロの手続き」、松井会員のこの2つの言葉を私は感慨深く受け止めました。かつて私が受任した件では、依頼者自身で帰化の手続きを試みていましたが、求められている書類の意味や役所の問い合わせの回答が理解できず、結局中途で断念していました。私はこの業務を遂行しつつ、行政書士の使命は、正に官公署と一般の人を結ぶ役割であるとしみじみ感じたものです。それに建設業許可などと違い、帰化許可は申請手数料自体が1円もかかるない手続きです（必要書類取寄せの実費を除きます）。それをわざわざ行政書士へ依頼するのですから、私たちは相応のメリットとプロ意識をしっかり見せねばなりません。

時に笑い（実話）やココだけ話（内緒）を交えた松井会員の緩急自在な語り口に参加者全員が引き込まれました。男性会員からも活発な質問や意見が飛び交い、2時間の予定時間はすぐに過ぎました。講師と参加者の距離が近い、和やかな女性の会ならではの充実したすばらしい研修でした。



〇  
豊田  
支部

## 第1回支部研修会

会報委員 東福 宏恵

日 時 平成28年9月14日(水)

場 所 スカイホール豊田 中会議室

講 師 市川雅敏会員（東三支部）

テー マ 『土地利用業務と相続手続業務の相互作用について』

出席者 33名



今回は、東三支部から宅建業・不動産業と兼業されている市川雅敏会員をお招きして、研修会を開催しました。

行政書士は、遺産分割協議書・各種契約書・実地調査に基づく図面などをはじめとする、「権利義務・事実証明に関する書類」や、多岐にわたる「許可申請書の作成」に携わります。今回の研修会は、具体的な事例に基づく実体験からのお話を伺うことができました。

ひとつの相談から始まる一連の業務の流れとゴールの設定方法、そして業務を行っていく上での重要な着眼点について、どのようにアプローチするかなどを、分かりやすく丁寧に講義していただきました。

今回の研修会には、副題として『～相続は大河に通ず、調整区域に生きる行政書士の心構え～』が掲げられていました。法務と実務のスペシャリストとしての心構えについて、考えを巡らせることのできた研修会になりました。

〇  
昭和  
支部

## 第2回研修会・法人経営部&法人経営部会

会報委員 古田 祐史

日 時 平成28年9月15日(木)

午後3時30分～5時40分、午後6時～8時

場 所 天白スポーツセンター 2階第3会議室

講 師 丹所 美紀会員（西北支部）

テー マ 『知的資産経営と事業計画書』

出席者 12人（部会7人）



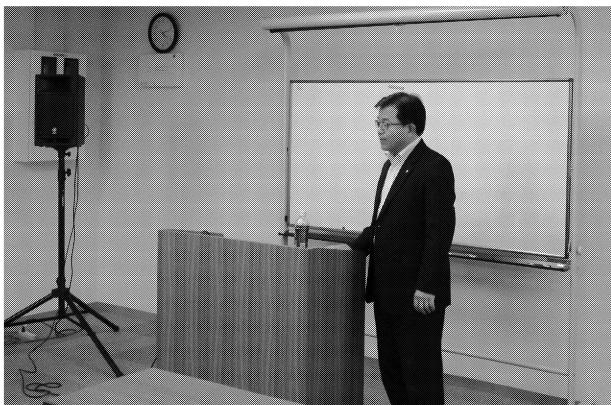
今日は、法人経営部主催の第2回目の支部研修会が行われました。内容は「知的資産経営」に関する事で、昭和支部では恐らく初めてのテーマではないかと思います。「知的資産経営」という言葉は、日行連のホームページで見て知っていますが、講義を受けるのは今日が初めてでした。講師には西北支部の丹所美紀先生をお迎えして、「知的資産経営」のいろはのいを教えていただきました。まず事業計画書について、丹所会員は「会社の未来予想図」と言われました。次に「知的資産」は特許や著作権等の「知的財産」とは異なる事（或いは「知的財産」は「知的資産」に含まれるものである事）、また「知的資産」の種類には人的資産、構造資産、関係資産があり、人的資産の構造資産化が大切である事、さらに「知的資産」の見つけ方として、通常とは逆に業績（決算書）から経営理念に向かって見てゆく事、そして「知的資産」を伝えるポイントとしては、決算書の数字から見えにくいところを論理一慣性をもって、客観的指標を用いながらストーリーで伝える事を講義されました。後半はパン屋さんから事業計画書の作成を依頼されたとの設定で、4名ごとに分かれて議論しました。丹所会員は私達に問い合わせながら講義を進められましたが、その落ち着いた丁寧な講義は出席者の参加意欲を活発にするものがありました。

0  
尾張  
支部

## 第2回 建設環境部研修

会報委員 松永 和範

日 時 平成28年9月16日(金)  
午後4時～6時  
場 所 スペースパレッタ 2階会議室  
講 師 杉田 貴信会員(尾張支部)  
テーマ 『経営事項審査における社会福祉の状況を確認する資料の要点』  
出席者 21名



今年度の第2回建設環境部研修は、社労業務もされている杉田貴信先生に経営事項審査における社会福祉の状況を確認する資料の要点というテーマで講義していただきました。

まず、建設業許可申請をするにあたっては建設業法だけでなく、労働保険についても大まかにでも知っておくことが大切であると仰ってました。実際、今回配布された資料は、労働保険の知識があるとより理解しやすいと感じました。

とはいって、今回は、そのような知識を持ち合わせていなくても、分かりやすく説明していただきました。特に、「労働保険番号の数字の意味」や、「就業規則に退職手当の事項を定めても必ずしも経営事項審査において加点されない場合もある」といった他では聞けないお話を聞いていただきました。

研修後は、杉田先生を囲んで懇親会を開催しました。いつものように大変盛り上がりいました。

杉田先生にはお忙しいところ快く講師を引き受けいただき、本当にありがとうございました。

0  
知多  
支部

## 研修会

会報委員 鈴木 直美

日 時 平成28年9月26日(月)  
午後3時30分～5時10分  
場 所 スタジオヨガの華  
半田市北二ツ坂町2-1-3  
講 師 竹内 華奈子先生  
スタジオヨガの華(株)代表取締役  
テーマ 『体のゆがみを改善！ いつまでも美しく元気に仕事をするために』  
出席者 5名



行政書士は、書類を作成するという仕事柄、机に向かう時間が多いためだと思います。目の酷使による肩こり、姿勢が原因の腰痛など、体の不調を感じる方もみえるでしょう。

そこで、知多支部女性研修委員会では、“体の不調はゆがみから。自分でできる骨盤調整やゆがみの改善方法を習得しよう”と副題をつけて研修会を行いました。

今回はヨガスタジオをお借りしての研修会だったため、いつもより少し遅い時間のスタートとなりました。

スタイル抜群の先生を前にして、自分たちの姿を鏡に映しながらのストレッチ。バリバリ動ける体を作るための研修ではありますが、これを続けたならば、もしかしたらナイスボディを手に入れることができるかも・・・などと思ったのは私だけでしょうか？

熱心な指導のもと、時間ぎりぎりまで、しっかりと体を伸ばし、いい汗をかくことができました。

みなさま、お疲れさまでした。

# 事務局だより

■平成28年8月

1日(月)	試験正副責任者会議開催 大内田常務理事 県建設部建築局市町村空家対策担当者へ情報提供出席
2日(火)	ADR手続説明会開催 刈谷市役所無料相談会開催
3日(水)	山田会長 日行連正副打合せ出席 西川副会長 一般社団法人移民政策研究所出版記念会出席 運輸交通部会開催 国際・私法部業務相談会開催 特定行政書士研修開催
4日(木)	山田会長 日行連正副会長会出席 山田会長 日行連常任理事会出席 特定行政書士研修開催
5日(金)	山田会長 日行連常任理事会出席
6日(土)	山田会長 中地協理事会出席
7日(日)	特定行政書士研修開催
8日(月)	部長会開催 ADR手続説明開催 西堀副会長、子安常務理事 LEC元支社長来館対応 吉川常務理事 JASRAC支部長来館対応
9日(火)	本会常設無料相談会開催 会報9月号校正会議開催 経理部会開催 ADR手続実施説明開催
10日(水)	総務部会開催
16日(火)	山田会長 日行連コスマス会計帳簿決裁出席 ADR手続説明会開催 特定行政書士ワーキンググループ開催 コスマスあいち監査会開催 コスマスあいち幹事会開催
17日(水)	山田会長 日行連第二業務部会出席 新規登録受付 鍋田副会長、大内田常務理事 尾張農林水産事務所農林課訪問
18日(木)	山田会長、西川副会長 日行連第三業務部申取管理委員会合同会議出席 山田会長、西川副会長、外園理事 日行連申取責任者会議出席 野田常務理事 広報月間広報大型ビジョン訪問
19日(金)	山田会長、西川副会長 日行連申取実務研修出席 ADR手続説明開催
20日(土)	特定行政書士研修開催
22日(月)	山田会長、西川副会長 日行連申取管理委員会出席 新規登録受付 交通事故関係打合せ会開催 職務上請求書ビデオ説明会開催 登録証交付式 蟹江常務理事 県警・県民会議訪問

## ■平成28年8月

23日(火)	山田会長 日行連第二業務部と法規監察部との合同会議出席 土地利用部会開催
24日(水)	届出済行政書士管理委員会開催 国際・私法部会と申取管理委員会合同会議開催 法務部会開催
25日(木)	暴排定例全体会議開催 監察正副委員長打合せ開催 仙石副会長、野田常務理事 名城大学訪問
26日(金)	苦情対応委員会開催 苦情関係三委員会開催 建設環境部会開催
28日(日)	特定行政書士研修開催
29日(月)	正副会長会開催 仙石副会長、吉川常務理事 県健康福祉総務課監査指導室訪問
30日(火)	企画情報部会開催 西川副会長、権田常務理事 名古屋入管との打合せ出席
31日(水)	山田会長 日行連正副会長打合せ出席 建設環境部業務研修会開催

## ■平成28年9月

1日(木)	山田会長 日行連正副会長会出席 山田会長 常任理事会出席 久野副会長、須崎常務理事 愛知県自動車販売店協会、名古屋トヨペット訪問 紛争解決小委員会開催 あいちシェイクアウト訓練実施
2日(金)	山田会長、西川副会長 日行連常任理事会出席 西川副会長 法務省入国管理局訪問 仙石副会長、野田常務理事 名古屋自由業団体定例会出席
3日(土)	特定行政書士研修開催
4日(日)	山田会長 群馬会福田守先生黄綬褒章受章祝賀会出席
5日(月)	紛争解決小委員会開催
6日(火)	部長会開催 支部長会開催 ADR手続説明会開催 ADR手続実施者養成講座打合せ開催 刈谷市役所無料相談会開催
7日(水)	山田会長 日行連コスマス総務・財務委員会出席 山田会長 日行連コスマス支部長会出席 増田理事 日行連全国成年後見業務会議出席 OSS情報連絡会開催 運輸業務相談会開催
8日(木)	山田会長 日行連コスマス支部長会出席 山田会長 日行連ADR本部総務省訪問 常設無料相談会全体会議開催 西堀副会長 日行連経営指導員向け小規模事業者支援研修出席
9日(金)	山田会長 日行連北海道地協との連絡会出席
10日(土)	山田会長 日行連北海道地協との連絡会出席 特定行政書士研修開催

## 事務局だより

### ■平成28年9月

11日(日)	特定行政書士研修開催
12日(月)	綱紀委員会開催 愛知会、岐阜会、三重会 合同広報PR活動実施
13日(火)	山田会長 日行連コスモス調整会議出席 山田会長 日行連理事会出席 本会常設無料相談会開催 新規登録受付 子安常務理事、竹田勲理事 名城大学訪問
14日(水)	山田会長 日行連常任理事会出席 コスモスあいち総会打合せ・総会開催 仙石副会長 コスモスあいち総会出席 コスモスあいち業務相談会開催 西堀副会長、子安常務理事 名城大学訪問
15日(木)	山田会長 日行連会長会出席 試験正副責任者会議開催 鍋田副会長、蟹江常務理事、平松理事、小早川一課長、中村職員 三重会ADR視察出席 西堀副会長、子安常務理事、熊田事務局長 県産業労働部中小企業金融課訪問
16日(金)	法務部会開催 西川副会長、権田常務理事 ブラジル、ペルー領事館訪問
20日(火)	ADR手続説明会開催 仙石副会長、野田常務理事、中村職員 中日新聞訪問 自販連との懇談会開催 県建設業不動産業課との会議開催
21日(水)	部長会開催 理事会開催 役員研修開催
23日(金)	届出済行政書士管理委員会開催 西川・西堀副会長、権田常務理事、外園理事 愛知県企画課との打合せ出席 仙石副会長、野田常務理事、中村職員 東海ラジオ訪問
24日(土)	山田会長 磯田都貴代先生黄綬褒章受章祝賀会出席 特定行政書士研修開催
25日(日)	特定行政書士研修開催
26日(月)	山田会長、西川副会長 日行連申取事務研修出席 土地利用部初級業務研修会開催 企画情報部会開催
27日(火)	山田会長、西川副会長 日行連申請取次責任者会議出席 会報11月号編集会議開催 建設環境部初心者向け業務研修会開催 西堀副会長、子安常務理事、竹田雅・中島理事、小河委員 地域防災計画勉強会・意見交換会出席
28日(水)	経理部会開催 コスモスあいち管轄長会議開催 野田常務理事、山田安・山本理事 自由業団体大学生のための資格業ガイドンス出席
29日(木)	監察委員会開催 大内田常務理事、本多理事 県農業振興課との農転打合せ出席 竹田雅・中島理事 BCPセミナー出席 蟹江常務理事 経理消費税導入ソフト打合せ出席
30日(金)	職務上請求書ビデオ説明会開催 登録証交付式 交通事故関係打合せ会開催

# 会員の動向

平成28年9月25日現在

個人会員数 2,891人  
法人会員数 23法人

## 新規登録入会者の紹介



事務所 行政書士まなぶ法務事務所  
春日井市瑞穂通8丁目2番地2 アピタウン瑞穂201号  
電話番号 050-6867-7682 所属支部 尾張

登録番号 第16191752号  
会員番号 第5693号  
入会年月日 平成28年8月1日  
氏名 沼田 学



事務所 たくみ行政書士法務事務所  
尾張旭市東印場町一丁目16番地8  
電話番号 090-9228-1002 所属支部 東名

登録番号 第16191756号  
会員番号 第5697号  
入会年月日 平成28年8月1日  
氏名 田中 巧隆



事務所 行政書士林大法事務所  
新城市日吉字中貝津59番地1  
電話番号 0536-23-0303 所属支部 新城

登録番号 第16191753号  
会員番号 第5694号  
入会年月日 平成28年8月1日  
氏名 林 大法



事務所 行政書士清水国際事務所  
名古屋市南区源兵衛町1丁目36番地の4  
電話番号 090-9664-4539 所属支部 名南

登録番号 第16191757号  
会員番号 第5698号  
入会年月日 平成28年8月1日  
氏名 清水 英樹



事務所 杉山央行政書士事務所  
名古屋市中村区鈍池町三丁目19番地  
電話番号 052-482-2301 所属支部 名古屋

登録番号 第16191754号  
会員番号 第5695号  
入会年月日 平成28年8月1日  
氏名 杉山 央



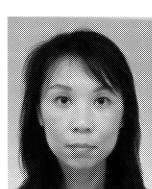
事務所 ごかん行政書士事務所  
名古屋市港区千鳥一丁目11番5号 サンシャイン千鳥703号  
電話番号 052-755-1110 所属支部 名古屋

登録番号 第16191758号  
会員番号 第5699号  
入会年月日 平成28年8月1日  
氏名 後閑 慎也



事務所 行政書士水野伸洋事務所  
犬山市大字上野字寺子1964番地9  
電話番号 0568-63-5063 所属支部 尾北

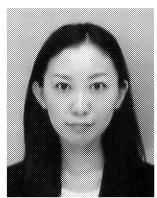
登録番号 第16191755号  
会員番号 第5696号  
入会年月日 平成28年8月1日  
氏名 水野 伸洋



事務所 かなで行政書士法人  
名古屋市中区丸の内二丁目17番4号 ミワ第一ビル7階  
電話番号 052-212-8770 所属支部 中央

登録番号 第16191759号  
会員番号 第5700号  
入会年月日 平成28年8月1日  
氏名 新町 未紀

## 会員の動向



登録番号 第16191760号  
会員番号 第5701号  
入会年月日 平成28年8月1日  
氏名 工藤 真由美

事務所 工藤行政書士事務所  
大府市大東町一丁目369番地  
電話番号 090-8865-0029 所属支部 知多



登録番号 第16191765号  
会員番号 第5706号  
入会年月日 平成28年8月1日  
氏名 牧 幹康

事務所 マキ行政書士事務所  
名古屋市天白区原二丁目403番地  
電話番号 052-801-1093 所属支部 昭和



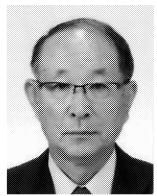
登録番号 第16191761号  
会員番号 第5702号  
入会年月日 平成28年8月1日  
氏名 近藤 英

事務所 行政書士近藤すぐる事務所  
犬山市字白山洞7番地1  
電話番号 050-5307-2898 所属支部 尾北



登録番号 第16191951号  
会員番号 第5707号  
入会年月日 平成28年9月1日  
氏名 篠田 信幸

事務所 行政書士篠田信幸事務所  
知多郡東浦町大字藤江字ふじが丘12番地の17  
電話番号 0562-84-0921 所属支部 知多



登録番号 第16191762号  
会員番号 第5703号  
入会年月日 平成28年8月1日  
氏名 木戸 春男

事務所 行政書士木戸春男事務所  
岡崎市宇頭北町1丁目8番地6  
電話番号 0564-31-7311 所属支部 岡崎



登録番号 第16191952号  
会員番号 第5708号  
入会年月日 平成28年9月1日  
氏名 犬飼 尚光

事務所 コーセー行政書士事務所  
名古屋市中村区並木一丁目149番地  
電話番号 052-414-5758 所属支部 名古屋



登録番号 第16191763号  
会員番号 第5704号  
入会年月日 平成28年8月1日  
氏名 中瀬 雄太

事務所 行政書士法人クロヤナギ事務所  
岡崎市羽根町字大池41番地2  
電話番号 0564-55-2370 所属支部 岡崎



登録番号 第16191953号  
会員番号 第5709号  
入会年月日 平成28年9月1日  
氏名 清水 将平

事務所 行政書士清水オフィス  
名古屋市中区丸の内二丁目2番19号 洋行-棟照601号  
電話番号 052-201-5182 所属支部 中央



登録番号 第16191764号  
会員番号 第5705号  
入会年月日 平成28年8月1日  
氏名 伊藤 理恵

事務所 行政書士法人名南経営  
名古屋市中区名駅一丁目1番1号 JPタワー名古屋33F  
電話番号 052-589-2362 所属支部 名古屋



登録番号 第16191954号  
会員番号 第5710号  
入会年月日 平成28年9月1日  
氏名 伊藤 由美子

事務所 行政書士事務所しつぽのしあわせ  
名古屋市守山区守山一丁目8番4号  
電話番号 052-792-0301 所属支部 東名



登録番号 第16191955号  
会員番号 第5711号  
入会年月日 平成28年9月1日  
氏名 谷前 昌昭

事務所 行政書士谷前昌昭事務所  
小牧市大字久保一色仲之町1181番地3  
電話番号 0568-75-0502 所属支部 尾張



登録番号 第16191960号  
会員番号 第5716号  
入会年月日 平成28年9月1日  
氏名 古橋 佳直

事務所 行政書士法人エベレスト 名古屋錦事務所  
名古屋市中区錦二丁目15番19号  
電話番号 052-212-8848 所属支部 中央



登録番号 第16191956号  
会員番号 第5712号  
入会年月日 平成28年9月1日  
氏名 今井 昭仁

事務所 今井行政書士事務所  
名古屋市名東区大針二丁目263番地 ハーナガル101号室  
電話番号 052-753-7540 所属支部 中央



登録番号 第16191961号  
会員番号 第5717号  
入会年月日 平成28年9月1日  
氏名 天池 浜夫

事務所 天池浜夫行政書士事務所  
名古屋市緑区東神の倉二丁目2007番地  
電話番号 052-876-6865 所属支部 名南



登録番号 第16191957号  
会員番号 第5713号  
入会年月日 平成28年9月1日  
氏名 石浦 有利子

事務所 いしうら行政書士事務所  
名古屋市東区砂田橋一丁目1番1号 ジャカル砂田橋CASAEST801号室  
電話番号 090-8549-0482 所属支部 中央



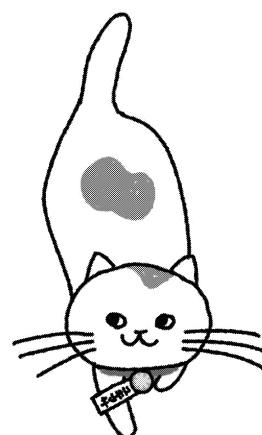
登録番号 第16191958号  
会員番号 第5714号  
入会年月日 平成28年9月1日  
氏名 星川 誠

事務所 星川行政書士事務所  
名古屋市中区新栄一丁目6番20号 OJビル4E  
電話番号 052-684-5259 所属支部 中央



登録番号 第16191959号  
会員番号 第5715号  
入会年月日 平成28年9月1日  
氏名 角田 綱貴

事務所 角田綱貴行政書士事務所  
名古屋市北区辻町五丁目10番地  
電話番号 052-982-8375 所属支部 西北



## 事務所の変更案内

支部	会員名(上)・事務所名称(下)	事務所所在地	郵便番号	TEL	変更事項
中央	林 卓也	名古屋市中区丸の内三丁目8番8号 山富丸の内ビル6階	460-0002	052-957-2178	事務所所在地、 事務所電話番号
中央	安田 和代	名古屋市中区丸の内一丁目10番11号 703号	460-0002	052-212-5224	事務所所在地、 事務所電話番号
中央	伊藤 宏之			052-934-7082	事務所電話番号
西北	伊藤 佳子			052-934-7540	事務所電話番号
中央	中垣内 紗奈	名古屋市中区丸の内三丁目8番8号 山富丸の内ビル6階	460-0002	052-957-2178	事務所所在地、 事務所電話番号
西北	内川 近保	名古屋市北区清水五丁目9番5号	462-0844		事務所所在地
西北	溝口 博			0568-70-2024	事務所電話番号
名古屋	斎藤 孝一 マック行政書士事務所	名古屋市中村区名駅三丁目28番12号 大名古屋ビルディング21階	450-6421		事務所名称、 事務所所在地
名古屋	川合 智 行政書士事務所シフトアップ	名古屋市中村区名駅南一丁目23番14号 ISE名古屋ビル501号室	450-0003	052-485-9989	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
名古屋	上條 佳生留	名古屋市中村区名駅三丁目28番12号	450-6419	052-446-7830	事務所所在地、 事務所電話番号
名古屋	矢野 厚登	名古屋市中村区名駅三丁目28番12号	450-6419	052-446-7830	事務所所在地、 事務所電話番号
名古屋	後閑 慎也			052-755-1110	事務所電話番号
昭和	戸田 和之 かわな行政書士事務所	名古屋市昭和区五軒家町8番地の10 山田第一ビル2階	466-0838	052-861-3610	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
尾張	石原 治			0568-37-0095	事務所電話番号
尾北	後藤 洋介	岩倉市川井町1222番地	482-0015		事務所所在地

支部	会員名(上)・事務所名称(下)	事務所所在地	郵便番号	TEL	変更事項
一宮	河口 秀夫	稲沢市松下一丁目4番8号 メゾン鈴木401号室	492-8208		事務所所在地
一宮	菅野 恵	一宮市栄3丁目1番2号 尾張一宮駅前ビル6階 SOHOインキュベーターオフィスルームB	491-0858		事務所所在地
知多	岡田 賢徳	知多市南柏谷3丁目316番地	478-0024	0569-58-2348	事務所所在地、事務所電話番号
知多	荒川 正志 行政書士荒川正志事務所	半田市桐ヶ丘一丁目101番地の2	475-0928		事務所名称、事務所所在地
知多	日高 靖幸	半田市桜町1丁目212番地の31	475-0916		事務所所在地
岡崎	河内 淑郎	岡崎市羽根西一丁目7番地9 YKビル5階	444-0838	0564-51-6622	事務所所在地、事務所電話番号
岡崎	鍋田 堅次郎	額田郡幸田町大字菱池字東部81番地	444-0113		事務所所在地
岡崎	太田 武志			0564-26-1239	事務所電話番号
豊田	小野田 祥司	豊田市日南町一丁目1番地1 ハイツモリ101号	471-0032		事務所所在地
碧海	杉浦 幸宏	安城市住吉町二丁目1番4号	446-0072	0566-91-0567	事務所所在地、事務所電話番号
碧海	野村 篤司 行政書士法人エペレスト 安城駅前事務所	安城市御幸本町7番26号	446-0032	0566-74-8848	事務所名称、事務所所在地、事務所電話番号
碧海	磯部 千恵			0566-55-3434	事務所電話番号
東三	野澤 三千雄			0532-39-8846	事務所電話番号
東三	菰田 太一 行政書士菰田太一事務所	豊橋市牛川町字西側94番地の2	440-0016		事務所名称、事務所所在地
東三	佐々 善延	豊橋市神野新田町字京ノ割18番地	441-8077	0532-32-8515	事務所所在地、事務所電話番号

## 退会者のお知らせ

支部	氏名	退会日
豊田	加藤 鈴雄	平成28年7月26日
一宮	伊藤 和哉	平成28年7月27日
東三	飯田 容丈	平成28年8月3日
東名	水野 あい子	平成28年8月30日
知多	平松 博則	平成28年8月31日
海部	戸谷 健次	平成28年9月16日

## 法人会員の変更案内

法 人 番 号	第1600901号
会 員 番 号	第H33号
法 人 の 名 称	行政書士法人エベレスト
主たる事務所の名称	行政書士法人エベレスト 名古屋錦事務所
従たる事務所の名称	行政書士法人エベレスト 安城駅前事務所
従たる事務所所在地	安城市御幸本町7番26号
従たる事務所電話番号	0566-74-8848
社 員 名	長谷川 今日子・野村 篤司
変 更 事 由	従たる事務所設置
社員加入・社員異動	
所 属 支 部	中央

法 人 番 号	第1302001号
会 員 番 号	第H25号
法 人 の 名 称	行政書士法人きずな愛知
主たる事務所の名称	行政書士法人きずな愛知 名古屋オフィス
従たる事務所の名称	行政書士法人きずな愛知 名古屋東オフィス
従たる事務所電話番号	052-799-3375
変 更 事 由	従たる事務所電話番号
所 属 支 部	名古屋

## ご逝去会員のお知らせ

岡崎支部	柴田 茂己	会員	平成28年8月22日ご逝去	(享年67歳)
岡崎支部	榎原 俊行	会員	平成28年9月3日ご逝去	(享年87歳)
中央支部	村松 弘	会員	平成28年9月8日ご逝去	(享年87歳)

ご逝去を悼み謹んでご冥福をお祈り申しあげます。

愛知県行政書士会  
会長 山田 高嗣

# 愛知県で成年後見活動に取り組む会員をつなぐ会報誌 コスモス

2016年11月号



一般社団法人

コスモス成年後見サポートセンター愛知県支部

通信

## 一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター 愛知県支部平成28年度定時総会報告

日 時 平成28年9月14日(水)

午後3時～4時45分

ところ 愛知県行政書士会館3階ABC会議室

出席者 78人（内、有効委任状数41人）



午後3時に岩井総務・財政部長の司会進行に始まり、平松副支部長の「開会の辞」により、本総会は開会されました。

増田支部長の挨拶の後、ご来賓である「愛知県行政書士会副会長仙石秀久」様よりご祝辞を賜り、その後、本総会審議に入りました。

なお、議長は竹内弘幸会員が、副議長は井藤真生会員が選任されました。

議案は下記の通り、順次審議が進行していきました。

### 記

第1号議案 平成27年度事業経過報告

第2号議案 平成27年度決算承認の件（承認）

第3号議案 一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター愛知県支部規定の一部改正（案）承認の件（承認）

第4号議案 平成28年度事業計画（案）承認の件（承認）

第5号議案 平成28年度会計予算（案）承認の件（承認）

なお、本総会には8件の質問が寄せられ、会員の皆様の熱心さが伺われました。

また、執行部より質問に対して丁寧な回答がなされ、その後、内藤副支部長の「閉会の辞」により、本総会は盛会のうちに閉会いたしました。

## 一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター支部長会ならびに、 日本行政書士連合会全国成年後見業務会議への出席報告(概要)

日 時 平成28年9月7日(水)  
13時～15時45分（支部長会出席者40名）  
16時～17時45分（業務会議出席者66名）  
平成28年9月8日(木)  
9時30分～12時（業務会議出席者66名）  
ところ (東京) 虎ノ門タワーズオフィス8階Room7  
出席者 増田ちづ子支部長

### 支部長会報告

- ・リーフレットの内容の変更。
- ・広報グッズの合理的配布。
- ・支部企画広報の本部バックアップを考えている。
- ・入会前テキストの改正。（法改正等に対応）
- ・更新研修プログラムを1日終了に再考。（改正）
- ・本年度の研修は「民事信託」を考えている。
- ・近隣県等の合同研修も可とする。など

### 活動

劇団（寸劇）を通しての広報活動。（DVD作成予定）など

### 業務会議報告

成年後見団体、単位会、日行連（日政連）、監督官庁（総務省）、地方自治体、裁判所、政治家との連携等の再確認、再構築、信頼関係の強化。

行政書士の後見等受任数把握。（アンケート等）

コスモス会員以外の行政書士の後見等の受任制限規定の創設および、受任会員の退会後の規定等の新設。など

## セミナー等開催報告

日 時 平成28年9月1日(木) 12時30分～13時30分  
場 所 天白区社会福祉協議会内天白区住宅サービスセンター研修室  
(地下鉄原駅ターミナルビル3F)  
セミナー内容 成年後見制度について  
講 師 伊福広報部長  
対 象 者 天白区内居宅介護支援事業所(ケアマネジャー)  
参 加 人 数 20名

日 時 平成28年9月17日(木) 13時00分～16時40分  
場 所 名古屋大原学園4号館7F大ホール  
セミナー内容 「こうして確立！行政書士業務秘話ヒストリー」  
～成年後見制度の中の行政書士～ ほか  
講 師 増田支部長ほか  
対 象 者 大原学園受講生、卒業生および、一般の方方  
参 加 人 数 72名

## 今後のセミナー＆相談会開催予定

日 時 平成28年11月13日(日) 10時～15時（予定）  
 場 所 守山区社会福祉協議会  
         福祉まつりに於いて無料相談会を開催予定  
 対 象 者 一般の方々

日 時 平成28年11月24日(木)  
         セミナー 13時30分～14時30分（予定）  
         相談会 14時40分～16時（予定）  
 場 所 大垣共立銀行名古屋事務所OKBハーモニー・プラザ名駅  
         電話（予約先）0120-104-229  
 セミナー内容 成年後見制度と相続（仮）  
 対 象 者 一般の方々（要予約）  
 定 員 30名（要予約）

日 時 平成28年12月3日(土) 10時～16時（予定）  
 場 所 天白区役所講堂  
         天白区介護フェスタに於いて無料相談会を開催予定  
 対 象 者 一般の方々

日 時 平成29年1月18日(木) 13時30分～16時  
 場 所 岡崎市福祉会館3階301号室  
 セミナー内容 成年後見制度を利用した後見業務の実例について  
 受講対象者 障がい者相談支援事業所職員  
         地域包括支援センター職員  
 受講予定人数 40名程度

日 時 平成29年2月15日(水) 13時40分～14時30分（予定）  
 場 所 天白文化小劇場（地下鉄原駅ターミナルビル4階）  
 セミナー内容 成年後見制度利用促進に関すること（仮）  
 対 象 者 なごやかクラブ天白（天白区老人クラブ連合会）会員  
 定 員 120名程度（ホール収容人数300名）

## コスモス業務相談会

成年後見業務に係る業務相談会を下記のとおり行います。業務相談を希望する会員の方は、コスモスあいち事務局まで電話にて申込み願います。

開 催 日	場 所	申 込 期 限
平成28年11月16日(水)	愛知県行政書士会 3階A会議室	平成28年11月 9日(水)
平成28年12月14日(水)	愛知県行政書士会 2階A会議室	平成28年12月 7日(水)
平成29年 1月11日(水)	愛知県行政書士会 3階A会議室	平成29年 1月 4日(水)

時 間 午後1時から4時まで  
申込先 コスモスあいち事務局 T E L 052-908-3022

## 業務報告書について

コスモスあいち業務管理部

業務報告書平成27年10月1日に（一部）改訂されました。今後は最新様式を利用して下さい。  
コスモス会員ホームページ(<http://cosmos-sc.smartcore.jp/>)よりファイルのダウンロードが出来ます。

後見業務を受任している会員は、下記提出期間に必ずコスモスあいち事務局まで提出願います。後見事務経過記録には、必ず認め印を押印して下さい。後見事務経過記録・金銭出納帳・通帳の写しは報告対象期間である3ヶ月分です。

提出期間は以下の通りです。

記

1月提出分は（10月1日～12月31日についての報告）

4月提出分は（1月1日～3月31日についての報告）

7月提出分は（4月1日～6月30日についての報告）

10月提出分は（7月1日～9月30日についての報告）

以上

## あとがき

先日、パソコンが急に昇天してしまい、やむなく新調することになりました。バックアップを小まめにしていたお陰で、データに関する被害はほとんどありませんでしたが、ウインドウズ7から10への買い換えのため操作の違いに戸惑う毎日です。

そう言った操作性だけでなく、それまで機能していた周辺機器環境にも影響があり、思いも寄らぬ問題にうんざりしています。また、5年もすると同じような状況が繰り返されるかと思うと、変化に対し、怒りにも似た感情が湧いてしまうのは加齢の影響なのでしょうか？

会報委員 山田 裕貴



### 《今月の表紙》

鳳来寺山は標高695mの山で、鏡岩（屏風岩）に代表される岩肌を露出した美しい山の姿は、古くから山そのものが信仰の対象となり、やがて修験者の聖地、真言・天台の密教の道場として栄えてきた。

鳳来寺山は山体の底部は砂岩、泥岩の海成層で、火山によってできた地層の一部であって火山ではない。1400万年前ごろ、今の奥三河で箱根や富士山級の火山活動があり、その後延々と侵食され続けて残っているのが、鳳来寺山を含む、棚山、宇連山、明神山、岩古谷の山々である。

鳳来寺山の主要な山体の岩は、ガラス質でその透明がかった断面が松やにのように見えることから、松脂岩とよばれている。（最近は学名のピッチストーンをそのまま使うことが多い。）これだけまとまった松脂岩の分布は、日本でも鳳来寺山だけとされている。

全山がほぼ原生林に覆われ、植生も豊富であり、植物ではモミ・ツガを主体とした温帯樹種と、シイ・カシ類やヤブツバキなどの暖帶系の植物が混生し、ラン類、シダ類、蘚苔類の宝庫となっている。ここで見られる「傘すぎ」は日本一の高さを誇る杉の木としても有名である。

動物は、声の仏法僧（ぶっぽうそう）として親しまれ、県の鳥にもなっているコノハズクの生息地として全国的に有名で、モリアオガエルや陸貝類の県下有数の生息地もある。

ほかに古くは「観光地百選」、そして「全国地質百選」に選定され、最近、「生活環境保全林百選」にも選ばれている。

新城市HPより

### 会報279号 担当

広 報 部	担当副会長	仙石 秀久
	部 長	野田 悅子
次 長		山田 安政
部 員		山本 篤

会報委員会	委 員 長	袴田 崇
	副 委 員 長	長峰 均
	〃	鈴木 直美
本号担当委員		
(表紙)		矢澤 あや子
(会員訪問記)		原田 直明

### 会報279号 平成28年11月1日発行

発行人	山田 高嗣
編集人	野田 悅子
	袴田 崇
発行所	愛知県行政書士会
	〒461-0004
	名古屋市東区葵一丁目15番30号
TEL	〈052〉 931-4068（代）
FAX	〈052〉 932-3647
E-mail	info@aichi-gyosei.or.jp
	<a href="http://www.aichi-gyosei.or.jp">http://www.aichi-gyosei.or.jp</a>
印刷所	日大印刷株式会社

# 新年賀詞交歓会 開催のご案内

愛知県行政書士会及び  
愛知県行政書士政治連盟共催

日時 平成29年1月16日(月)  
(午後5時開会)

★受付開始は午後4時からです。

場所 キャッスルプラザ  
4階 鳳凰の間  
名古屋市中村区名駅4-3-25



名古屋駅ユニモール地下街11番出口すぐ

## 一愛知県行政書士会会員へのお知らせー 平成29年カレンダーについて

広報ツールとして毎年作成しておりますカレンダーですが、本年度も愛知会PR用としての卓上式の他に、壁掛け式カレンダーを500部作成いたします。

壁掛け式カレンダーにつきましては、本会にお越しの折にお持ち帰りいただけるよう12月1日より本会1階事務局に用意をいたします。

「お一人様1部」のお願いと、無くなり次第終了させていただきますことをご了承ください。

広報部

## 行政書士ADRセンター愛知

### 自転車事故に関する紛争※



- ・自転車と自転車の衝突
- ・自転車と歩行者との衝突
- ・自転車が引き起こした物損事故

\*自転車以外の車両との衝突事故は除きます。  
※の紛争については、申込の際の要求額が60万円を超えないものが対象になります。

### 居住用賃貸建物に関する敷金返還 または原状回復に関する紛争



- ・敷金精算に関する紛争
- ・賃貸建物の原状回復費用の負担割合に関する紛争

### 愛護動物(ペットその他の動物)に関する紛争※



- ・ペットによる噛みつき、引っかき事故
- ・ペットが受けた噛みつき等の損害事故
- ・血統書付きのペットの売買に関する紛争
- ・ペットの鳴き声をめぐる紛争
- ・猫へのエサやりに関する紛争

### 外国人の職場環境・教育環境に関する紛争



- ・外国人に対する職場ハラスメント
- ・外国人の職場での待遇についての不満
- ・外国人の就学者に対するいじめ
- ・外国人就学者から学校へのクレーム

\*職場・学校における外国人に対する宗教、環境その他文化的価値の違いに起因する紛争

### 行政書士ADRセンター愛知の紹介

- a) 運営主体: 愛知県行政書士会(所管):行政書士ADRセンター愛知運営委員会
- b) 実施主体: 運営委員会が選任した手続実施者
- c) 実施場所: 名古屋市東区葵一丁目15番30号 愛知県行政書士会館
- d) 実 施 日: 毎月第1、第3火曜日、午前10時から午後4時まで (祝日・休日・年末・年始は休み)

●当センターは、法務大臣より認証を受けた紛争解決事業者です。(認証番号No.62)

●当センターの利用に当たっては、事前に重要事項の説明を受けていただきます。

●当センターをご利用になるには、申込書や所定の資料を提出していただきます。

ADR専用 Tel.052-908-3021



●地下鉄東山線「新栄町」駅2番出口より徒歩5分